



第2期 島本町公共施設総合管理計画

令和8(2026)年3月

島本町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 対象施設	2
第2章 公共施設を取り巻く現状と課題	3
1 第1期計画に基づく取組の実績	3
2 公共施設保有状況	4
(1) 公共建築物の保有状況	4
(2) インフラ施設の保有状況	8
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	9
(4) 将来の更新・改修費用の推計	10
(5) 現状の投資額との比較	12
(6) 長寿命化等の対策（長寿命化計画（個別施設計画）の策定）	13
3 人口の動向	16
(1) 将来人口の推計	16
(2) 直近5か年の人口動向	17
4 財政状況	18
第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方	19
1 管理に関する基本的な目標	19
2 管理に関する基本的な方針	19
第4章 公共施設再編計画	22
1 位置づけ	22
2 数値目標	22
3 集約化・長寿命化などの方向性	23
4 個別の再編事例	24
第5章 施設ごとの管理に関する基本的な方針	27
1 公共建築物	27
(1) 保育所	27
(2) 学校施設（幼稚園、小・中学校、学童保育室）	29
(3) 町営住宅	32

(4)	庁舎	34
(5)	消防施設	35
(6)	集会所	37
(7)	スポーツ施設	39
(8)	その他の福祉・教育・文化関連施設	40
(9)	清掃工場	44
(10)	企業会計施設（上下水道部庁舎）	45
2	インフラ施設	46
(1)	公園	46
(2)	道路	48
(3)	橋りょう	49
(4)	上下水道施設（水道管・大藪浄水場）	50
(5)	下水道施設（下水道管・山崎ポンプ場）	51
第6章	計画の推進に向けて	52

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、人口急増期の昭和 50(1975)年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後の大規模改修や更新には多額の費用が必要となる見込みです。

本町の財政状況は、福祉や医療などに係る社会保障関係経費などが増加しており、将来的な人口減少や年齢構成の変化による税収の減少なども想定しておく必要がありますが、厳しい財政の中、もし公共施設の維持管理において無計画な対応を行った場合、次のような状況に陥る可能性もあります。

<p>ケース① 維持補修も行わず、そのままにしておく…</p> <p>古い施設の老朽化が進み、安全・安心のまちづくりが後退する</p>	<p>ケース② 借金や貯金の取り崩しで、施設の新設・改修を続けると…</p> <p>施設の整備は進むが、財政破綻へ進む</p>	<p>ケース③ 年度ごとの予算の範囲内で改修、更新すると…</p> <p>一部の施設は整備されるが、改修等がされない施設が残される</p>
--	--	--

国では、平成 25(2013)年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、同年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 26(2014)年 4 月には、地方公共団体においても公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を策定するよう要請がありました。

本町も、平成 26(2014)年 6 月、公共建築物を対象とする「島本町公共施設適正化基本方針」を、平成 28(2016)年 3 月には、同方針を基に道路や橋りょうなどのインフラ施設なども含めた「島本町公共施設総合管理計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、これを踏まえて個別施設計画（施設類型ごとに、各施設の老朽化等の状況を踏まえて具体的な対策内容や実施時期などを示した計画）を順次定めるなど、公共施設マネジメントに係る取組を推進してきました。

その後、令和 3(2021)年 2 月には、その時点で策定済の個別施設計画の内容などを反映した総合管理計画の見直しについて国から要請を受け、令和 4(2022)年 3 月、本町におけるそれまでの取組の進捗状況などを踏まえた形で、第 1 期計画を改訂したところです。

今回、第 1 期計画の期間が満了することに伴い、前回改訂以降の取組実績や施設保有状況の変化などを踏まえ、第 2 期島本町公共施設総合管理計画（以下「第 2 期計画」という。）を策定するものです。

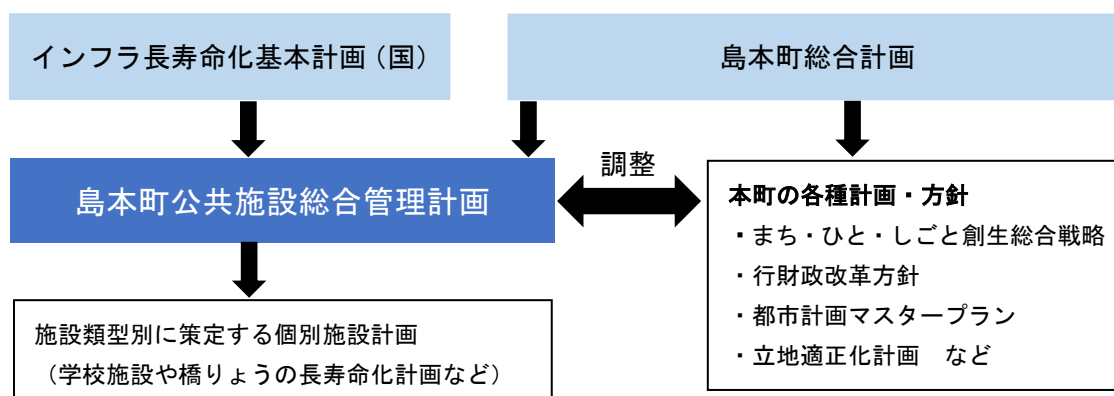
これにより、引き続き、限られた財源を有効に活用し、負担の平準化に努めながら、必要な施設を次世代に安全に引き継ぐため、長期的な視点で公共施設の更新、集約化、長寿命化などに取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本町の行動計画として策定するとともに、本町の総合計画における「公共施設の適正管理」に係る分野別マスタープランとして、他分野の計画・方針とも相互に調整を図りながら推進することとします。

あわせて、今後本町が実施する公共施設マネジメントの取組に大阪府の財政的支援を活用することをめざし、本計画の第4章を、大阪府が「基礎自治機能充実強化基本方針」に基づき府内市町村における策定を推進している「公共施設再編計画」として位置付けます。

図 1-1 計画の位置づけ



3 計画期間

公共施設マネジメントには長期的な視点が必要であることから、40年後の令和47年(2065)年度を目標年次としつつ、10年ごとに進捗状況を踏まえた見直しを行うことを基本とします。

ただし、本計画のうち第4章(公共施設再編計画)については、令和27年(2045)年度までの20年間を計画期間とします。

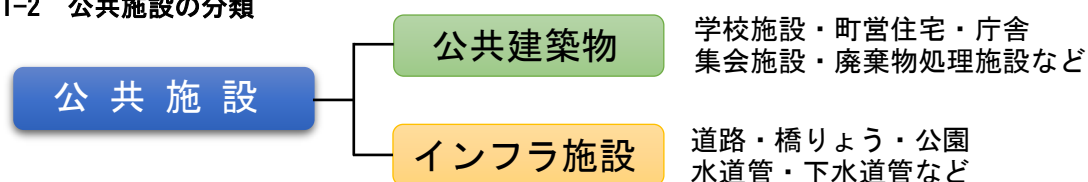
その他、国の制度改正や本町を取り巻く社会経済情勢の変化などにより、本計画を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを行います。

4 対象施設

原則、本町が所有する公共施設を対象とします。ただし、消防団詰所及び車庫についても、本町が建替えなどに係る費用を負担する必要があることから、対象施設に含めています。

計画では、本町の公共施設を「公共建築物」と「インフラ施設」に分類することとします。

図 1-2 公共施設の種類



第2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1 第1期計画に基づく取組の実績

第1期計画に掲げる基本的な方針に基づく、主な取組の実績は次のとおりです。

表 2-1 第1期計画に基づく主な取組（平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度）

基本的な方針	取組内容
施設保有量の圧縮	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連携（相互利用など） <ul style="list-style-type: none"> (H29) し尿処理事務を高槻市に委託し、衛生化学処理場を廃止 (H29) 北摂7市3町での図書館共同利用開始 (H29) 大山崎町の民間病児・病後児保育施設の利用補助（R4.3まで） (R7) 高槻市島本町消防指令センターの共同運用を開始 ●民間施設活用 → 公募による民間施設整備 <ul style="list-style-type: none"> (H28) 小規模保育事業所2か所、地域密着型特養老人ホーム1か所 (H30) 障害者地域生活支援拠点施設1か所（やまぶき園の後継施設） (H30) 地域包括支援センターの民間委託 (R1) 保育所1か所、小規模保育事業所2か所 (R2) 認定こども園1か所（旧第二幼稚園跡地に整備） (R4) 認定こども園1か所（旧第四保育所跡地に整備） (R7) 小規模保育事業所1か所、民間学童保育室1か所
機能優先への転換と多機能化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●複合施設への集約 <ul style="list-style-type: none"> (R6) 教育センターをふれあいセンターに機能移転
計画的な維持保全による長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ●長寿命化計画（個別施設計画）の策定 <ul style="list-style-type: none"> (R2) 下水道に係る個別施設計画を策定 (R3) 役場庁舎に係る個別施設計画を策定 (R3) 小中学校・学童保育室・幼稚園に係る個別施設計画を策定 (R3) 消防団詰所等に係る個別施設計画を策定 (R4) 保育所に係る個別施設計画を策定 (R4) 公園に係る個別施設計画を策定 (R7) スポーツ施設（町立体育館）に係る個別施設計画を策定 ●老朽化施設の撤去 <ul style="list-style-type: none"> (R1) 旧第二幼稚園、旧衛生化学処理場除却 (R3) 旧キャンプ場の除却 (R5) 旧やまぶき園の除却 ●耐震化 <ul style="list-style-type: none"> (H28) 第一中学校、第二保育所、第三小学校B・C棟（H28-H29） (R2) 第四保育所移転新築 (R2-R3) 第三小学校A棟建替 (R6) 役場新庁舎棟新築
管理運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ●電気・ガス事業者の自由化導入 ●公共施設の照明のLED化
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●第六次行財政改革プラン推進、第7次行財政改革方針の策定・推進（個人給付・補助金の見直し、単独新規事業への終期設定など） ●遊休地等の売却・貸付 ●施設使用料の見直し ●開発行為等における子育て支援協力金 ●ふるさと島本応援寄付金 ●企業版ふるさと納税

2 公共施設保有状況

(1) 公共建築物の保有状況

令和7(2025)年4月時点で、本町が保有する公共建築物は44施設、総延べ床面積は91,686㎡となっており、学校施設(学童保育室含む。)が総面積の53.3%を占めています。

図2-1 公共建築物の建物種別延床面積の割合

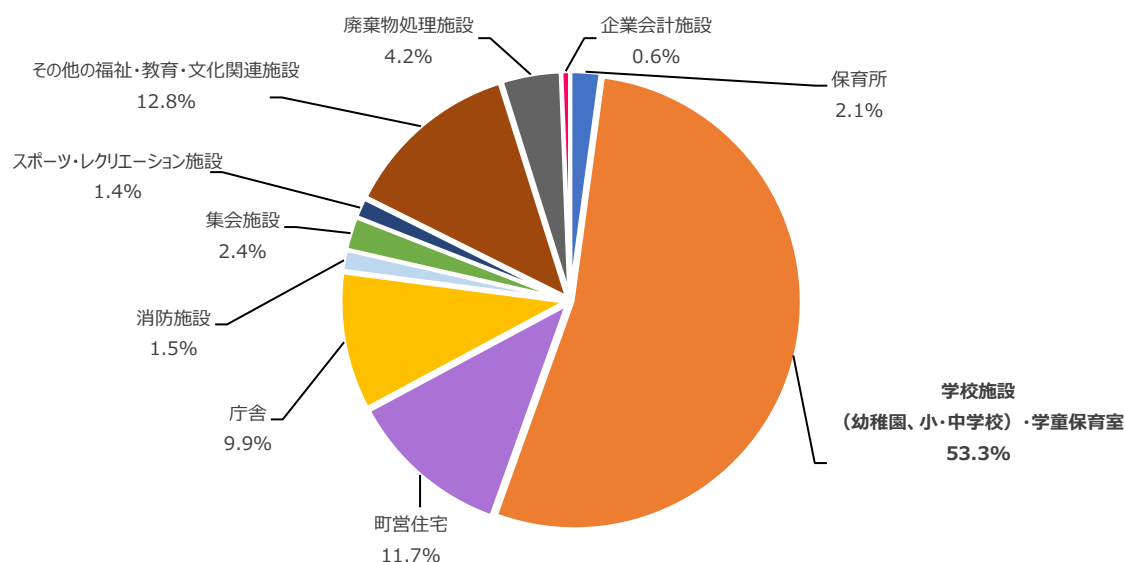


表2-2 施設類型ごとの保有状況(令和7(2025)年4月1日現在)

施設類型	施設数	施設内訳	建物延床面積(㎡)
保育所	2	保育所2園	1,966
学校施設	7	幼稚園1園、小学校(学童保育室併設)4校、中学校2校	48,906
町営住宅	2	緑地公園住宅(134戸)、御茶屋住宅(8戸)	10,715
庁舎	1	役場庁舎	9,093
消防施設	8	消防庁舎、消防団詰所等(7か所)	1,366
集会施設	16	第二コミュニティセンター、緑地公園住宅集会所、町所有の自治会集会所(14か所)	2,177
スポーツ・レクリエーション施設	1	町立体育館	1,286
その他の福祉・教育・文化関連施設	5	ふれあいセンター、人権文化センター、旧教育センター、歴史文化資料館、JR島本駅西地区集合住宅内施設(みずの詩保育園・学童保育にじの詩)	11,724
廃棄物処理施設	1	清掃工場	3,889
企業会計施設	1	上下水道部庁舎	564
合計	44		91,686

※ 防災備蓄倉庫など簡易な施設は除く。

※ 学校プール施設の延床面積は、フェンス等で囲われた部分及び機械室を計上。

※ 庁舎の延べ床面積は、役場旧庁舎棟(減築工事開始前)の面積を含む。

第1期計画策定前の平成27(2015)年4月と比較すると、保有施設数については、合計で2施設の減となっています。これは、4施設の除却を完了した一方で、開発事業者から2施設の寄附採納を受けたことによるものです。

建物延床面積については、5,502㎡の増となっています。これは主に役場新庁舎棟の新築、学校施設の増築などによるものです。

表 2-3 施設類型ごとの施設数・建物延床面積の増減状況

施設類型	施設数			建物延床面積 (㎡)			備考
	H27.4 時点	R7.4 時点	(増減)	H27.4 時点	R7.4 時点	(増減)	
保育所	2	2	0	2,392	1,966	▲426	(R2) 第四保育所移転新築
学校施設 (幼稚園、小・中学校) 学童保育室	8	7	▲1	46,134	48,906	2,772	(H27) 第二中学校給食棟整備 (H28) 第四学童保育棟整備 (H29) 第二学童保育棟、第四小学校増築 (R1) 第二幼稚園廃止・除却 (R2~R3) 第三小学校A棟建替工事
町営住宅	2	2	0	10,715	10,715	0	
庁舎	1	1	0	4,737	9,093	4,356	(R5~R7) 役場新庁舎棟建設
消防施設	8	8	0	1,316	1,366	50	(R6) 広瀬・機動分団建替工事
集会施設	15	16	1	2,077	2,177	100	(R1) 南百山自治会集会所寄附採納
スポーツ・レクリエーション施設	2	1	▲1	1,286	1,286	0	(H30) 町立キャンプ場廃止
その他の福祉・教育・文化関連施設	5	5	0	12,229	11,724	▲505	(R5) 旧やまぶき園除却 (R6) JR島本駅西地区集合住宅内施設寄附採納
廃棄物処理施設	2	1	▲1	4,734	3,889	▲845	(R1) 衛生化学処理場除却
企業会計施設	1	1	0	564	564	0	
合計	46	44	▲2	86,184	91,686	5,502	

※ 防災備蓄倉庫など簡易な施設は除く。

※ 旧キャンプ場について、建物延べ床面積は当初から計上してない。

※ 学校プール施設の延床面積は、フェンス等で囲われた部分及び機械室を計上。

※ 庁舎の延べ床面積は、役場旧庁舎棟(減築工事開始前)の面積を含む。

※ 公簿の修正等、軽微なものは除く。

築年別の整備状況を見ると、本町では人口が急増した昭和40年代後半から50年代にかけて、多くの公共建築物を整備しています。

第1期計画当初は、全体の6割弱が昭和56(1981)年以前に建設された旧耐震基準の建物であり、耐震化が図られていない建物が全体の約4分の1を占めていましたが、老朽化施設の除却や耐震補強工事などを進めた結果、令和7(2025)年4月時点で93.6%が耐震基準を満たす建物となっています。なお、令和7年5月7日から新庁舎棟の供用が開始されており、旧庁舎棟の減築工事開始後の耐震化率は98.7%となります。

図2-2 公共建築物の築年度別整備面積と耐震化の状況 (R7.4時点)

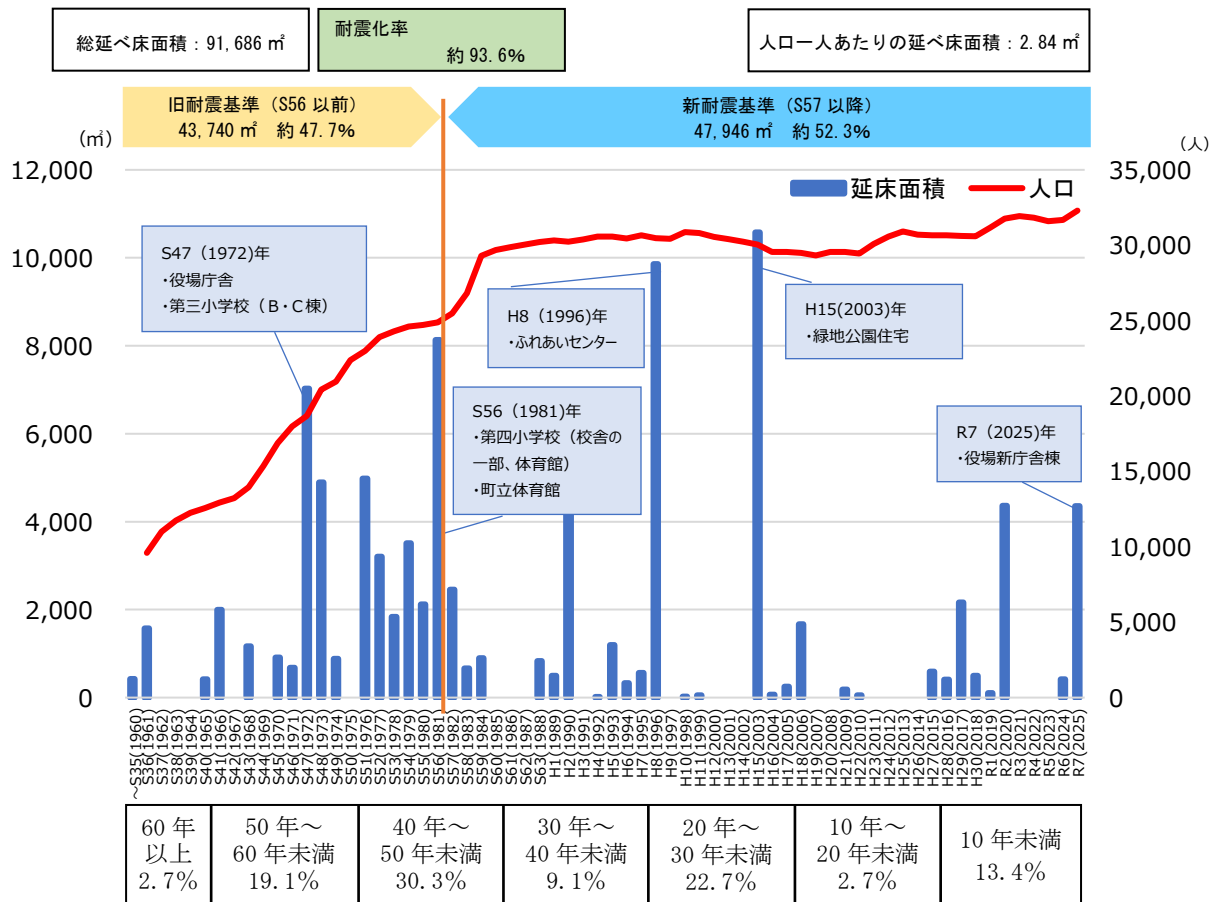


表2-4 公共建築物の築年別整備面積と耐震化の増減状況

	旧耐震基準		用途廃止施設	新耐震基準	合計
	整備面積	耐震化未実施			
H27.4時点	51,382 m ²	25,710 m ²	—	34,802 m ²	86,184 m ²
	59.6%	29.8%	—	40.4%	—
R7.4時点	43,740 m ²	5,878 m ²	415 m ²	47,946 m ²	91,686 m ²
	47.7%	6.4%	0.5%	52.3%	—
増減	▲7,642 m ²	▲19,832 m ²	—	13,144 m ²	5,502 m ²

※ 新耐震基準…一定の強さ(概ね震度6強)の地震でも建物が倒壊しないような構造基準をいい、昭和56(1981)年6月1日以降に建築確認を受けて建設されたもの。

築年別の延べ床面積の割合をみると、築 30 年以上の建物は全体の 61.2%、築 50 年以上の建物は全体の 21.8%を占めています。

現状のまま推移した場合、築 30 年以上の建物の割合は、10 年後には 80%を超え、20 年後には約 87%に達することになります。同様に築 50 年以上の建物の割合は、10 年後には 50%を超え、20 年後には約 61%に達します。

老朽化の進行に伴い、これらの建物の大規模改修や建替には、多額の費用が必要になることが予測されます。

下表は、人口一人当たりの公共建築物の延べ床面積について、第 1 期計画策定前(平成 27(2015)年度)と直近データ(令和 7(2025)年度)を比較したものです。

表 2-5 人口一人当たりの保有面積(公共建築物)

	平成 27(2015)年度	令和 7(2025)年度
人口一人当たりの公共建築物の延べ床面積	2.81 m ² /人	2.84 m ² /人

※ 公共建築物の延床面積を各年度 4 月 1 日時点の人口(平成 27 年:30,659 人、令和 7 年:32,297 人)で除して算出。

(2) インフラ施設の保有状況

本町が保有するインフラ施設は、下表のとおりです。

インフラ施設は、本町の産業、経済、文化の発展の基盤であり、住民生活や地域経済を支える役割を果たしていることから、今後もこれらの既存ストックを安全かつ効率的に維持管理していく必要があります。

表 2-6 インフラ施設の保有状況

種別	施設数	面積・延長				
				H27.4 時点	R7.4 時点	増減
公園	70 か所	都市公園の総面積		66,600 m ²	78,682 m ²	12,082 m ²
	↓	児童公園の総面積		14,904 m ²	16,338 m ²	1,434 m ²
	75 か所	合計		81,504 m ²	95,020 m ²	13,516 m ²
道路	383 路線	一般町道	実延長 合計	68,809m	73,824m	5,015m
			道路面積	403,129 m ²	434,446 m ²	31,317 m ²
	↓	自転車歩行者道	実延長 合計	1,287m	1,699m	412m
			道路面積	3,869 m ²	5,806 m ²	1,937 m ²
437 路線						
橋りょう	108 橋 ↓ 107 橋	橋りょうの総面積		6,963 m ²	7,001 m ²	38 m ²
水道管	—	水道管の総延長		89,906m	93,702m	3,796m
下水道管	—	下水道管の総延長		56,827m	65,710m	8,883m

※ 上記のほか、上水道施設として大藪浄水場や配水池などが、下水道施設として山崎ポンプ場があります。

下表は、本町のインフラ施設の人口一人当たりの保有量について、第1期計画策定前（平成27(2015)年度）と本町の直近データ（令和7(2025)年度）を比較したものです。

表 2-7 人口一人当たりの保有量（インフラ施設）

面積・延長		平成 27(2015) 年度	令和 7(2025) 年度
人口一人当たりの 保有量	公園面積	2.66 m ² /人	2.82 m ² /人
	道路面積	13.27 m ² /人	13.63 m ² /人
	橋りょう面積	0.23 m ² /人	0.22 m ² /人
	水道管延長	2.93m/人	2.90m/人
	下水道管延長	1.85m/人	2.03m/人

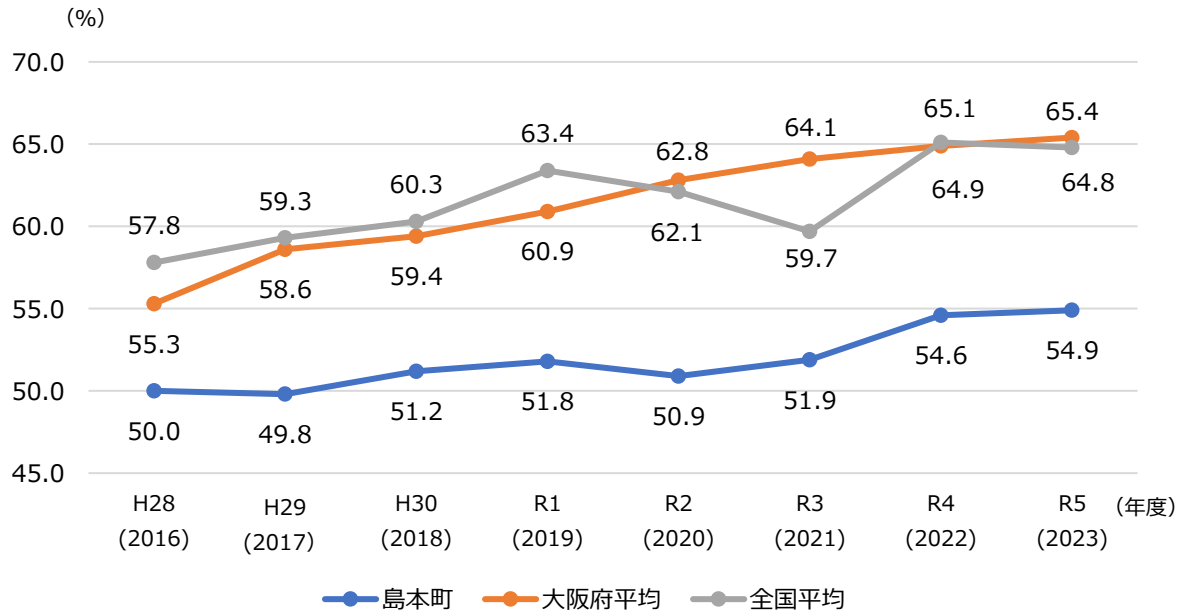
※ 各施設保有量を各年度4月1日時点の人口（平成27年：30,659人、令和7年：32,297人）で除して算出。

※ 各施設の保有量については、町が管理しているものに限る（大阪府河川公園、国道・府道等は含まない。）。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

令和5(2023)年度の本町の有形固定資産減価償却率は54.9%であり、全国平均64.8%、大阪府内平均65.4%と比較しても低い水準で推移しています。これは、近年、町内の開発に伴う校舎の増築工事や老朽化施設の除却を行ってきたことによるものです。

図2-3 有形固定資産原価償却率（普通会計）の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

※ 有形固定資産減価償却率とは、減価償却累計額を取得価額で除して算定するもので、この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。

※ 普通会計の有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品以外のもの。

(4) 将来の更新・改修費用の推計

本町の公共建築物及びインフラ施設を耐用年数まで使用し、同じ規模で更新したと仮定した場合に必要な費用について、財団法人地域総合整備財団が開発・公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）の更新単価を用いて推計をしています。

なお、試算ソフト算定基準が公表された平成 22 年度以降、建設工事費等が高騰していることから、推計した更新費用に国土交通省が公表する建設工事費デフレーター の物価上昇率を乗じています。

表 2-8 算出根拠の考え方

	基本的な考え方	耐用年数	更新単価		
公共建築物	整備年度ごとの延べ床面積×更新単価	60年	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	
			スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	
			学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	
			公営住宅	28万円/㎡	
道路	全整備面積を15年で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定した面積×更新単価	15年	一般道路	4,700円/㎡	
			自転車歩行者道	2,700円/㎡	
橋りょう	整備年度ごとの構造別の面積×更新単価	60年	PC(プレストレスト・コンクリート)橋	42.5万円/㎡	
			鋼橋	50万円/㎡	
水道管	整備年度毎の管種別及び管径別の延長×更新単価	40年	(更新単価の主な例)		
			導水管・送水管	～300mm未満	10万円/m
				300～500mm未満	11.4万円/m
			配水管	～150mm以下	9.7万円/m
～200mm以下	10万円/m				
下水道管	整備年度毎の管径別の延長×更新単価	50年	管径別	～250mm	6.1万円/m
				251mm～500mm	11.6万円/m
				501mm～1000mm	29.5万円/m

※ 公共建築物の更新単価には、建替に伴う解体、仮移転費用、設計料等は含むものと想定。

※ 公共建築物は、建設後30年で大規模改修を行うと想定（ただし、耐震補強済みの施設など一部の施設を除く）。改修単価は更新単価の約6割を想定。

※ 試算時点で改修実施年数をすでに経過し、大規模改修されるべき施設が、大規模改修されていない場合（積み残し）、今後5年間に実施するものとして、大規模改修費用を均等に振り分けて計上。

※ 建替え前の10年間に大規模改修の周期を迎える場合は、大規模改修を行わないものと設定。

※ その他、試算方法の詳細は一般財団法人地域総合整備財団のホームページ中、「公共施設マネジメント info」に掲載されている、「公共施設更新費用試算ソフト仕様書 Ver. 2.10（平成28年版）」を参照。

※ デフレーター物価上昇率は、国土交通省が公表している「建設工事費デフレーター（2025年3月31日付け）」の（建設総合）2024年度（暫定）の数値【128.4】を（建設総合）2010年度の数値【93.5】で除して計算。

令和7(2025)年4月時点での公共施設の保有量を基に、試算ソフトを用いて単純試算をした結果は次のとおりです。(図2-4、図2-5)

図2-4 試算ソフト算定基準を用いた公共施設の将来の更新・改修費用(普通会計)

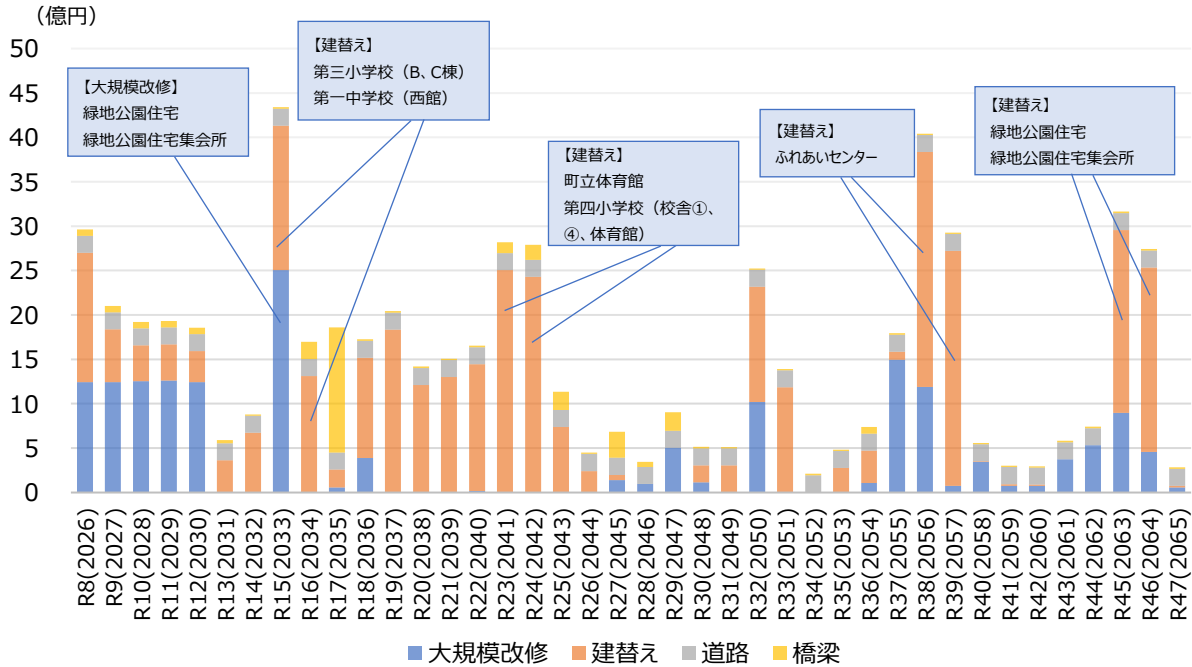
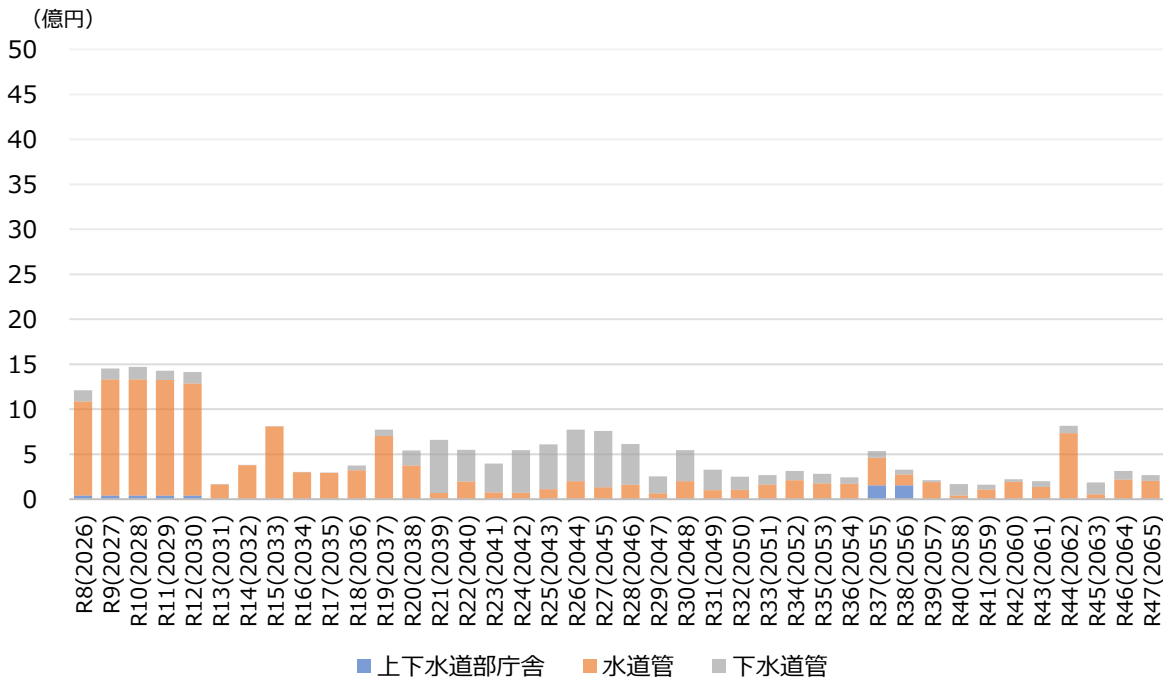


図2-5 公共施設の将来の更新・改修費用の推計イメージ(企業会計)



なお、これらは本町の保有施設を単純更新した場合の推計ですが、現在進行中の新庁舎建設事業は別途試算しています。また、旧教育センターなど用途がなくなった施設は、改修も建替も行わないものとして試算しております。

別途試算している令和8年度以降の新庁舎建設事業の費用及び歴史文化資料館の大規模改修に係る費用について、以下のとおり見込んでいます。また、新庁舎建設後の費用については、試算ソフト算定基準を用いて単純試算をしたものを計上しています。

● 普通会計

- ・ 新庁舎建設事業 8.6 億円
- ・ 歴史文化資料館 1 億円

これらを総額にすると以下のとおりとなります。

表 2-9 公共施設の今後 40 年間の改修・更新費用の 1 年あたりの平均費用

	今後 40 年間の改修・更新費用	年平均
普通会計	約 614.2 億円	約 15.4 億円
企業会計	約 214.4 億円	約 5.4 億円
合計	約 828.6 億円	約 20.7 億円

※ その他、浸水対策としての水路整備などに係る費用も別途必要となる見込みです。

※ 四捨五入により合計が一致しない場合があります。

(5) 現状の投資額との比較

下表は、公共施設の建設・改修工事などに係る支出額の推移を示したものです。過去5年間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）における年平均投資額は、約 22.5 億円となっています。平成27（2015）～令和元（2019）年度の年平均額 16.5 億円と比較すると約 36%の増となっています。これは主に、第四保育所の移転新築、第三小学校A棟建替え、役場新庁舎の建築などによるものです。

表 2-10 公共施設の建設・改修工事などに係る支出額の推移

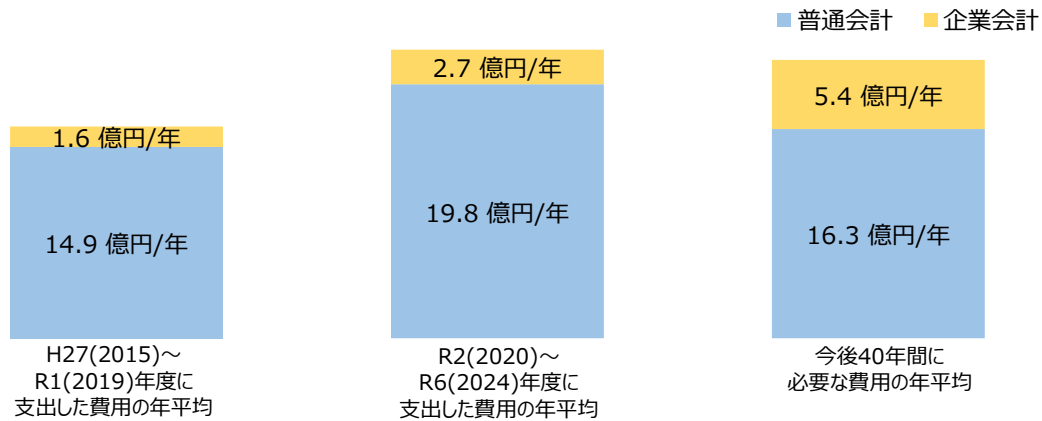
（単位：万円）

内 訳		年 度					年平均	H27～R1 の平均
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
普通 会計	普通建設事業費	271,948	133,277	111,329	79,901	353,262	189,943	139,851
	維持補修費	8,868	7,819	7,649	9,878	8,525	8,548	9,109
上水道に係る投資的経費		13,067	8,793	11,704	8,918	36,731	15,843	10,005
下水道に係る投資的経費		4,655	20,380	16,549	3,707	9,201	10,898	6,403
合計		298,538	170,269	147,231	102,404	407,719	225,232	165,368

一方、前述の（4）で試算した将来の更新・改修費用（年平均約 20.7 億円）に、最低限必要と見込まれる経常的な維持補修費（年約 0.9 億円）を加えた費用は、年平均 21.6 億円となります。

保育所や学校施設等の耐震補強工事や整備を進めた過去5年間の金額と比較すると低くなっているものの、厳しい財政状況、将来的な人口減少・高齢化などを考慮すると、持続可能な自治体経営や住民サービスの維持・向上を推進するにあたって大きな負担となり得ます（ただし、これらの数値は特定財源を考慮していません。）。

図 2-6 公共施設の維持に必要な費用（年平均）



このようなことから、将来にわたり既存の施設を安全に維持していくために、いかにして計画的かつ効率的に維持管理・更新・改修をしていくかが今後の課題となります。特に、更新・改修費用の大部分を占める公共建築物の新設や更新にあたっては、その必要性や財源確保などを十分に検討する必要があります。

(6) 長寿命化等の対策（長寿命化計画（個別施設計画）の策定）

町では、施設の劣化状況や状態の変化を把握し、事業量や事業費の縮減及び平準化を図りつつ、多くの老朽化施設の整備手法を長寿命化改修へ転換し、予防保全や建替えサイクルの延長による施設整備を進めるため、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進めています。

施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）や現在施設の集約を計画している新体育館等整備事業の費用を反映させた試算額と、前述の長寿命化対策を実施しない場合（単純更新した場合）の試算結果の比較は次のとおりです。

図 2-7 単純更新した場合と、個別施設計画など（長寿命化等の対策）を反映させた試算の比較

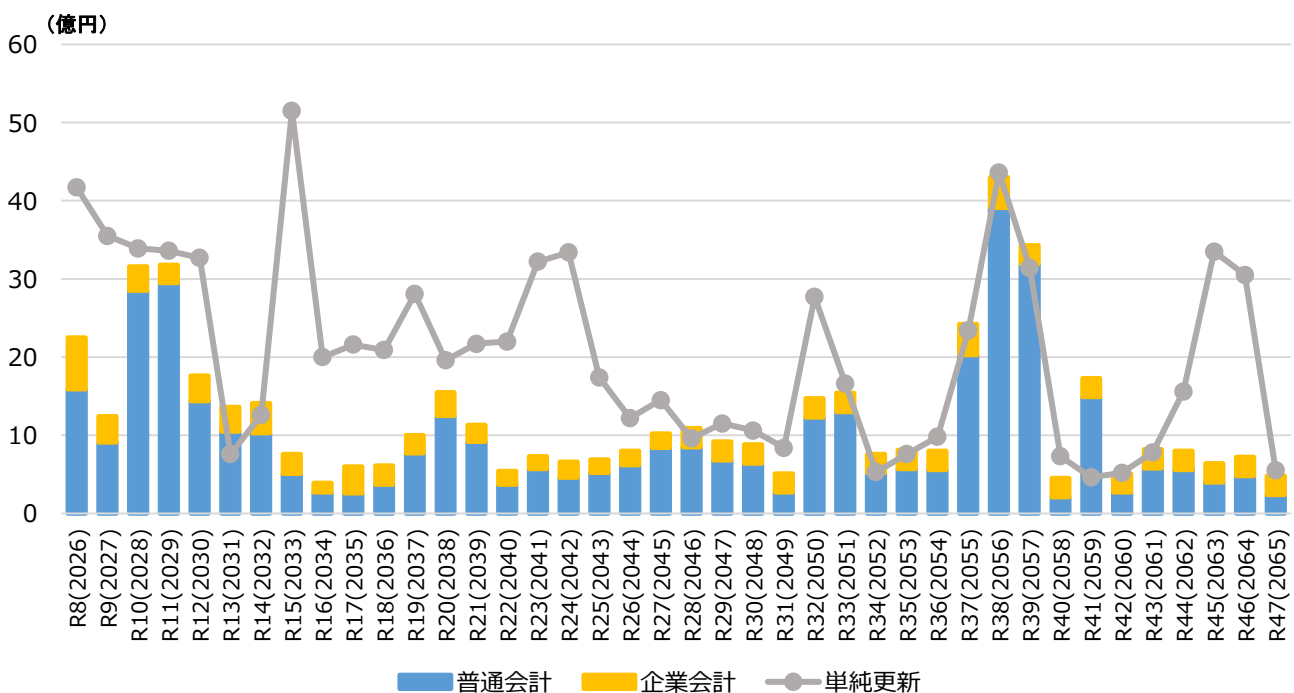


表 2-11 公共施設の今後 40 年間の改修・更新費用と 1 年あたりの平均費用

		今後 40 年間の 改修・更新費用	年平均費用		
			改修・更新費用	維持補修費	合計
単純更新した場合		約 828.6 億円	約 20.7 億円	約 0.9 億円	約 21.6 億円
普通 会計	公共建築物	約 502.5 億円	約 12.6 億円	約 0.9 億円	約 13.5 億円
	インフラ施設	約 111.8 億円	約 2.8 億円	—	約 2.8 億円
	合計	約 614.2 億円	約 15.4 億円	約 0.9 億円	約 16.3 億円
企業 会計	公共建築物	約 5.0 億円	約 0.1 億円	—	約 0.1 億円
	インフラ施設	約 209.3 億円	約 5.2 億円	—	約 5.2 億円
	合計	約 214.4 億円	約 5.4 億円	—	約 5.4 億円
長寿命化等の対策を実施 した場合		約 498.7 億円	約 12.5 億円	約 0.9 億円	約 13.4 億円
普通 会計	公共建築物	約 299.1 億円	約 7.5 億円	約 0.9 億円	約 8.4 億円
	インフラ施設	約 95.7 億円	約 2.4 億円	—	約 2.4 億円
	合計	約 394.8 億円	約 9.9 億円	約 0.9 億円	約 10.8 億円
企業 会計	公共建築物	約 5.0 億円	約 0.1 億円	—	約 0.1 億円
	インフラ施設	約 98.8 億円	約 2.5 億円	—	約 2.5 億円
	合計	約 103.8 億円	約 2.6 億円	—	約 2.6 億円
効果額		▲約 330.0 億円	▲約 8.2 億円	—	▲約 8.2 億円
普通 会計	公共建築物	▲約 203.4 億円	▲約 5.1 億円	—	▲約 5.1 億円
	インフラ施設	▲約 16.1 億円	▲約 0.4 億円	—	▲約 0.4 億円
	合計	▲約 219.4 億円	▲約 5.5 億円	—	▲約 5.5 億円
企業 会計	公共建築物	▲約 0 億円	▲約 0 億円	—	▲約 0 億円
	インフラ施設	▲約 110.5 億円	▲約 2.8 億円	—	▲約 2.8 億円
	合計	▲約 110.5 億円	▲約 2.8 億円	—	▲約 2.8 億円
財源の見込み		国庫支出金：社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、 道路更新防災等対策事業費補助金 町 債：公共施設等適正管理推進事業債などの一般会計債、公営企業債 基 金：公共施設整備積立基金、総合スポーツセンター建設積立基金			

※ 四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

単純更新した場合と比較して、個別施設計画などの方針どおりに長寿命化等の対策を実施した場合、今後 40 年間の改修・更新費用は約 330.0 億円、年平均では約 8.2 億円の削減につながります。

しかしながら、依然として年平均約 13.4 億円の費用が必要となることが想定されることから、今後も継続して、施設の集約化・複合化などによる施設保有量の圧縮や管理運営の効率化などの取組みを推進していく必要があります。

表 2-12 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）

計画名称	策定・改訂年	最終年度	計画期間
島本町保育施設長寿命化計画	令和 5 (2023) 年	令和 13 (2021) 年度	10 年間
島本町庁舎個別施設計画（役場編）	令和 7 (2025) 年	令和 8 (2026) 年度	7 年間
島本町学校施設長寿命化計画	令和 3 (2021) 年	令和 12 (2030) 年度	10 年間
島本町営住宅長寿命化計画	令和 7 (2025) 年	令和 16 (2034) 年度	10 年間
島本町消防団詰所等個別施設計画	令和 3 (2021) 年	令和 12 (2030) 年度	10 年間
島本町スポーツ施設個別施設計画 （町立体育館）	令和 7 (2025) 年	令和 16 (2034) 年度	10 年間
島本町公園施設長寿命化計画	令和 5 (2023) 年	令和 14 (2032) 年度	10 年間
島本町橋梁長寿命化修繕計画	令和 4 (2022) 年	令和 13 (2031) 年度	10 年間
水道管路更新等計画	令和 4 (2022) 年	令和 15 (2033) 年度	12 年間
島本町公共下水道事業ストックマネジメント計画	令和 6 (2024) 年	令和 10 (2028) 年度	5 年間

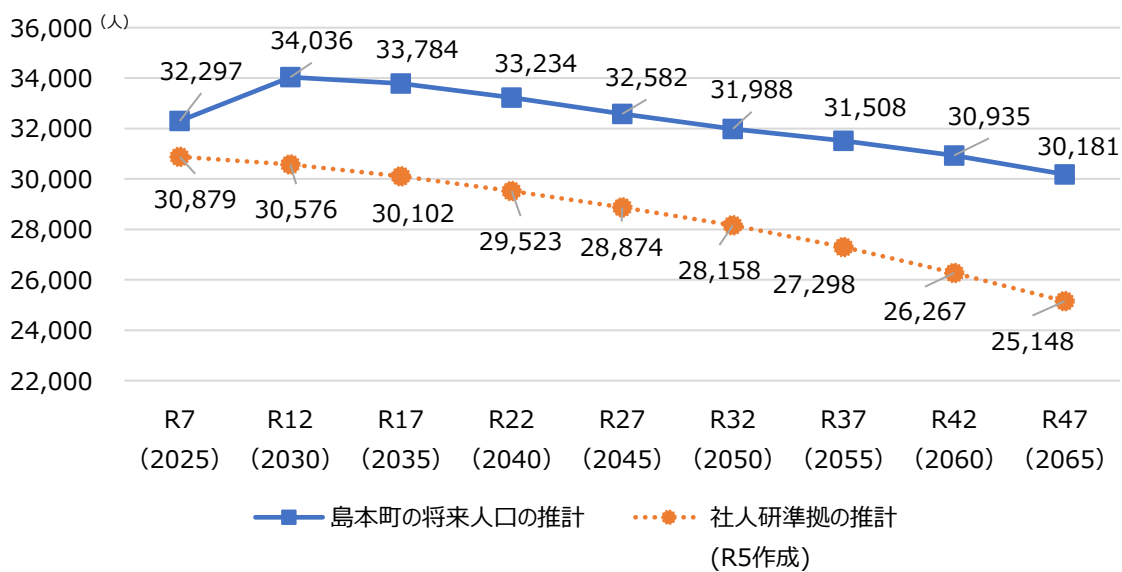
3 人口の動向

(1) 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータ(令和5(2023)年3月)に基づき推計した数値(以下「社人研準拠の推計」といいます。)によると、本町の人口(国勢調査人口による。)は、令和47(2065)年には25,148人まで減少すると予測されています。

一方で、令和7(2025)年に本町が独自で試算した推計では、今後の住宅開発などにより人口の増加傾向はしばらく続き、令和12(2030)年ごろをピークに緩やかに減少し、令和47(2065)年には30,000人程度の人口規模となることが想定されます。

図 2-8 島本町の将来人口の推計



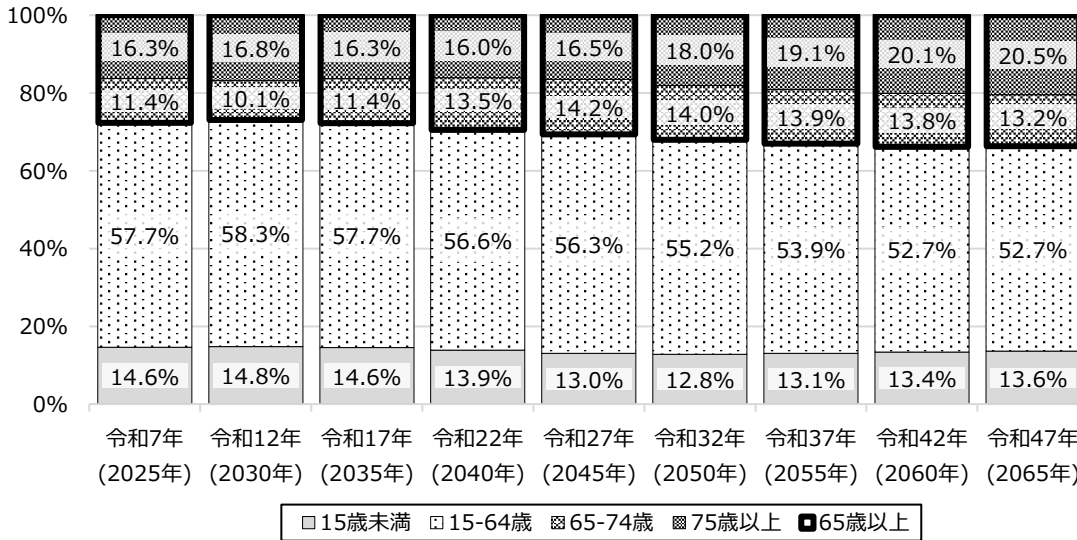
出典：人口推計資料(令和8年1月公表)

注：「社人研準拠の推計」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年3月推計)」と同じ算出方法により令和47(2065)年まで推計した数値。

「島本町の将来人口の推計」は、コーホート要因法による推計をベースに、今後の住宅開発による増加を加味し将来人口を求めている。

また、同推計によると、年齢4区分別の割合は、今後約10年は大きく変動しないものの、その後は徐々に生産年齢人口(15~64歳)の割合が低下し、老年人口(65歳以上)の割合が上昇していく予測です。

図2-9 年齢4区分別割合の推移(島本町推計)



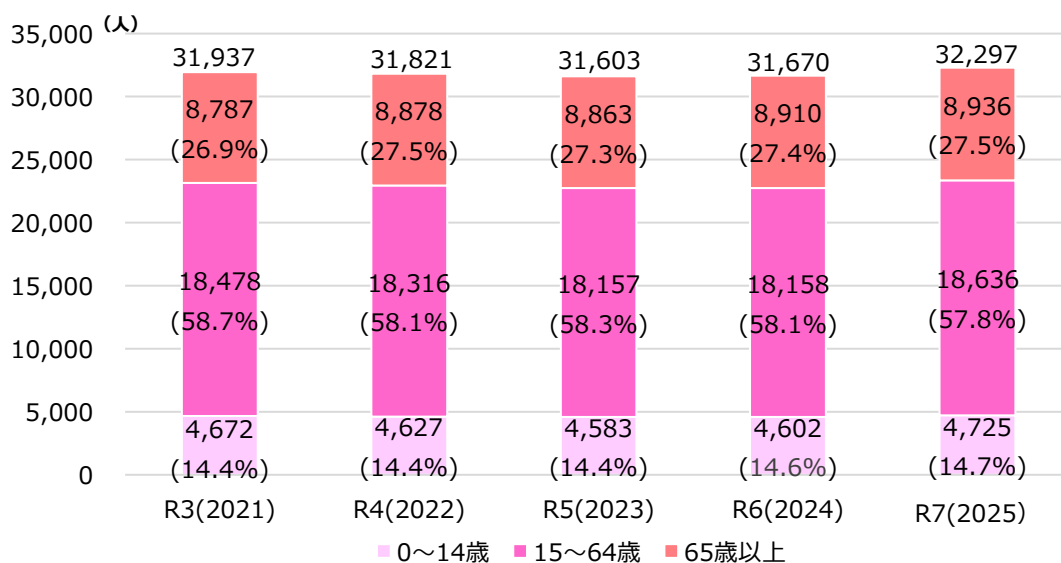
出典：人口推計資料(令和8年1月公表)

(2) 直近5か年の人口動向

令和3(2021)年から令和7(2025)年までの本町の総人口と、年齢構成別人口は、以下のとおりです。

近年は、微減傾向が続いていましたが、大型マンションなどの住宅開発が進み、令和7年時点では、人口が大きく増加しています。なお、年齢構成の割合は概ね横ばい傾向が続いています。

図2-10 島本町の総人口と年齢構成別人口(各年4月1日現在)



出典：住民課資料を基に作成

4 財政状況

町財政の状況を見ると、歳入においては、自主財源の多くを占める町税収入は概ね横ばいで推移していましたが、直近の数年間は増加傾向にあります。

一方、歳出においては、福祉や医療などに係る社会保障関係経費である扶助費※1が過去10年間で23億円から42億円に増加しており、今後も引き続き高い水準で推移することが見込まれます。また、高齢者の医療及び介護のための支出(繰出金※2)や、その他近年の物価高による支出も増加傾向にあります。

これらの歳出増加に対応するため、行財政改革を推進し、事業の民間委託や広域化、個人給付の見直しなどに取り組んできました。

今後も、社会保障関係経費の増加が見込まれることや町立体育館の移転建替を予定していることなどから、厳しい財政状況が続くと見込まれます。

表 2-13 過去 10 年間の普通会計※3 決算の推移

(単位：億円)

区 分	年 度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
町 税		47	46	53	50	52	49	50	49	54	56
うち	個人住民税	18	18	18	18	18	18	19	19	19	18
	法人住民税	6	5	11	8	9	7	6	5	9	11
	固定資産税	18	19	19	19	19	19	20	20	20	21
義務的経費		54	53	54	54	58	65	73	72	74	80
うち	人件費	19	19	19	20	20	24	23	24	25	26
	扶助費※1	23	24	25	25	27	29	38	35	37	42
	公債費※4	12	11	10	10	11	12	12	13	12	12
繰 出 金※2		15	15	15	15	11	12	12	11	12	13
うち	公共下水道	5	5	4	4	0	0	0	0	0	0
	医療介護費※5	10	10	11	11	11	12	12	11	12	13
普通建設事業費		19	13	19	11	8	27	13	11	8	35
町債残高		109	110	115	114	115	126	127	122	117	130
積立基金残高		42	43	46	40	38	42	49	57	62	62
経常収支比率※6		95.9%	98.9%	88.1%	101.7%	97.2%	100.4%	90.2%	98.7%	94.5%	94.1%

(備考) 町税の内訳は、主な税目を抜粋記載しています。義務的経費及び繰出金は、内訳全体を記載していますが、区分ごとに億円単位となるよう四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※1 扶助費…社会保障制度の一環として、被扶助者に対して行う各種支援に要する経費のこと。

※2 繰出金…一般会計と特別会計の間、又は特別会計相互間において支出される経費のこと。

R1 からは公共下水道事業特別会計が公営企業法を適用したことに伴い、補助費等及び出資金から支出。

※3 普通会計…市町村を統一的な基準で比較するため、地方財政の統計上用いられる会計区分のこと。本町では、一般会計、土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計が対象となっている。

※4 公債費…町債(町の借金)の返済に要する経費のこと。

※5 医療介護等…ここでは、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計に対する繰出金の合計を指す。

※6 経常収支比率…経常的な経費に町税などの一般財源がどの程度充てられているかを表す指標で、高いほど財政の弾力性がないことを示す。

第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

公共施設の管理においては、施設整備から維持管理、解体に至るまでに要する総費用を見据えたライフサイクルコストの概念に基づき、長期的視点によるマネジメントが求められます。

本町では、平成8(1996)年に「ふれあいセンター」を建設し、福祉・保健・生涯学習などの機能の集約化と複合化を図り、その後、平成20(2008)年から指定管理者制度を導入して効率的な施設の運営を進めるとともに、人件費などの義務的経費の抑制に努めてきました。

また、平成15(2003)年には「緑地公園住宅」を建設し、老朽化が進んでいた町内5箇所にあった町営住宅を廃止・統合しました。

今後とも、限られた財源と資産をこれまで以上に効率的に活用し、将来にわたって持続可能な自治体経営を進め、住民福祉の維持・向上を図る必要があることから、これまで述べた公共施設の現状と課題、将来人口の推計や財政状況などを踏まえ、当初設定した公共施設の管理に関する基本的な目標及び方針に基づき、継続して取組を進めてまいります。

1 管理に関する基本的な目標

将来の世代に過大な負担を残すことなく、必要な施設を安全に引き継ぐ

2 管理に関する基本的な方針

基本方針1 施設保有量の圧縮と多機能化の推進

主に公共建築物を対象として、施設保有量の圧縮と多機能化の推進に努めます。

- (1) 「施設ありき」ではなく施設の「機能」を重視し、機能は維持しつつ施設保有量は圧縮していく考え方を基本とします。

そのため、各施設の老朽化状況や維持管理費用、利用状況、類似施設の配置状況など多方面から将来における施設の必要性などを総合的に検証し、施設の集約化や複合化への転換、運営主体の変更可能性などを精査することにより、実現可能な保有量の圧縮を検討します。

また、あらゆる施設を町で保有する「フルセット主義」を前提とせず、他自治体と相互利用するなどの広域的な連携や、民間施設の活用など、幅広い視点から住民ニーズへの対応策を検討します。

- (2) 単一機能しか有しない小規模施設は、集約化・複合化施設に統合することで、玄関やトイレ、階段、駐車場などの空間を共有化するなど、必要な機能を維持しながら保有面積の縮小に努めます。

集約化・複合化に際しては、それぞれの機能について、行政が直接実施する必要性や、将来にわたって継続することの妥当性について、あらかじめ十分な精査を行います。

(3) 耐用年数を経過した建物や統廃合、耐震補強が困難である場合などの建替えを除き、原則として新たな建物は建設しないこととします。

新たな行政需要への対応は、既存施設への機能付加や民間施設の活用などを基本とし、新たな建物が必須である場合には、必要最小限の規模での建設を検討します。

その際、行政が直接整備し保有する方法だけでなく、PFIや施設の借上げなど多様な手法を検討し、トータルコストの縮減に努めます。

基本方針2 計画的な維持保全による長寿命化と機能向上

インフラ施設及び公共建築物のうち、主に将来にわたって長期的かつ優先的に維持する必要があると見込まれる施設について、計画的な維持保全による長寿命化を図ります。

(1) 個別施設の長寿命化計画を策定するに際しては、点検や診断により損傷・劣化状況などを把握するとともに、施設の利用率や重要性・将来性などを相対的に評価したうえで、優先的に維持保全すべき施設を決定することとします。

その上で、現実的な予算の範囲内で実施可能な修繕の年次計画を策定し、これを実践することで、不都合が生じてからの「事後的修繕」(事後保全)から、「計画的修繕」(予防保全)への転換を図り、施設の長寿命化を促進します。

(2) 施設全般について、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検などを行い、その記録を蓄積することにより、補修の優先順位などを適切に判断し、施設の維持保全に努めます。あわせて、これらの業務は技術職員が担当する必要があることから、ノウハウの蓄積と次世代への継承を適切かつ継続的に実施します。

また、老朽化による廃止施設や、高度の危険性により今後の利用見込みがない施設については、適切に安全確保を行うとともに、早期の撤去を検討します。

(3) インフラ施設の耐震化については、災害時におけるライフラインの確保の観点から、長寿命化のための修繕とあわせて、順次実施していきます。

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保や災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、必要な施設の耐震診断を実施し、結果を踏まえて改修などの方向性を検討します。

ただし、耐震化には場合により多額の費用を要するため、特定財源の確保に努めるとともに、町全体の財政状況を勘案しながら推進します。

(4) 施設改修・更新などの際には、高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・快適に利用できるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、太陽光発電の導入、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入などにより、温室効果ガス排出量の削減など公共施設における脱炭素化を推進します。

基本方針3 財源の確保と管理運営の効率化

公共建築物及びインフラ施設の整備費用などを捻出するとともに、管理運営の効率化を図るため、積極的な財源の確保と行財政改革に取り組みます。

(1) 施設整備に際しては、国・府の補助制度を最大限活用するとともに、整備内容などに応じ、ふるさと納税などを利用して幅広く寄附を募るなど、財源の確保に取り組みます。

また、町債や基金の活用により、世代間の負担平準化に努めます。

- (2) 民間事業者が有する資金や技術・ノウハウの活用による施設整備や管理運営の効率化、サービス向上などをめざし、P F I や指定管理者制度などの官民連携（P P P）手法を積極的に検討します。

また、施設の使用料などについては、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、施設の目的や性質などを踏まえ、受益者負担の原則を基本として設定します。

- (3) 借地に立地する施設については、毎年度、費用負担が発生するため、施設の更新時に、機能移転などの検討を行います。

- (4) 廃止した施設や遊休地については、利用せずに保有し続けることで生じるコスト（維持管理費）と失われる利益（貸付収入・税金など）を念頭に、当該物件を公共の用に供する必要性の度合いや立地条件などを踏まえた市場性の観点などから精査を行い、転用、貸付、売却、除却などの方針を決定します。

その上で、貸付や売却により得られた財源は、他の施設の整備費や管理運営費などに充てることとします。

第4章 公共施設再編計画

1 位置づけ

第3章の2（管理に関する基本的な方針）に基づく実行計画として位置づけます。

※ 新庁舎整備については本計画策定前から開始していますが、本計画の趣旨に沿った再編事例であることを踏まえ、事業開始から対象としています。

2 数値目標

数値目標の設定においては、財政面と施設保有量の両面で検討する必要があります。

財政面において、普通会計で今後支出が見込まれる長寿命化等の対策を反映した事業費の年平均額約9.9億円（第2章の2(6)参照）を確保することを目標とします。

過去の普通建設事業費の支出状況を振り返ると、平成17年度から令和6年度までの20年間で、年平均額約12.2億円を支出しており、長寿命化等対策や財源確保に取り組むことで、財政目標への到達は可能と見込まれます。ただし、長寿命化等の対策を行わず単純更新した場合には、事業費の年平均額が約15.4億円（第2章の2(6)参照）となることから、公共施設の長寿命化等の対策を着実に実施することが財政面において重要となります。

次に、施設保有量について、総務省の調査結果によると、本町における人口一人当たりの公共建築物の保有面積（2.84㎡/人・第2章の2(1)参照）は、府内近隣市（三島地域4市）の平均より多いものの、府内市町村の平均と比べると少ないことがわかります。

表4-1 人口一人当たり保有面積（公共建築物）

三島地域4市の平均	2.45㎡/人
大阪府内市町村の平均	3.24㎡/人

※ 総務省・公共施設状況調査（令和6年度）結果から算出。人口は令和6（2024）年1月1日時点、保有面積は行政財産及び普通財産の建物延面積の計。

以上から、本町における現状の施設保有量は過大なものではないと考えられること、及び本町の人口は増加傾向で今後の減少も緩やかなものと見込まれること（第2章の3(1)参照）を踏まえ、人口一人当たり保有面積が現状の水準を上回らないことを、計画期間中における管理上の指標として設定します。

あわせて、新庁舎整備事業基本設計前の令和4年4月1日時点の数値（2.76㎡/人）を目標値として設定します。

表 4-2 公共建築物の保有状況（直近5年間の推移）

	R3	R4	R5	R6	R7
建物延床面積（㎡）	87,820	87,820	87,820	86,982	91,686
人口一人当たりの保有面積（㎡/人）	2.75	2.76	2.78	2.75	2.84
面積増の要因となる主な施設	第四保育所	—	—	—	役場新庁舎棟 広瀬・機動分団等
面積減の要因となる主な施設	旧第四保育所	—	—	旧やまぶき園	—

※ 各年度の4月1日が基準。

3 集約化・長寿命化などの方向性

本再編計画に基づく取組の方向性について、第3章の1に掲げる基本的な目標「将来の世代に過大な負担を残すことなく、必要な施設を安全に引き継ぐ」及び、同章の2に掲げる基本的な方針「施設保有量の圧縮と多機能化の推進」「計画的な維持保全による長寿命化と機能向上」「財源の確保と管理運営の効率化」に基づき、下表のように示します。

施設ごとの方向性及び予定時期については、第5章の1における各施設の表に記載するとともに、個別施設計画との整合を図りながら取組を推進していきます。

表 4-3 方向性の種類

集約化・複合化	同じ機能をもった複数の施設、又は異なる機能を持った複数の施設を、一つの建築物に集約して整備する
実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態等を踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更する
転用	既存施設の機能を廃止し、別の機能をもつ施設に転換する
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用する
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設の広域利用や共同運営、共同設置を行う
長寿命化	計画的な修繕・大規模改修実施により性能を維持させ建物の耐用年数を延伸する
現状継続	現状の機能を維持し、建物の使用を継続していく
減築建替え	未利用スペース、低利用なスペース、又は使い方の見直しが可能なスペースについて、転用をして規模を縮小するか、移転や建替えのタイミングにあわせて規模の縮小や面積の削減を図る
廃止・除却	サービスの見直しや再編によって余剰または必要性の無くなった施設を廃止・除却する

4 個別の再編事例

本再編計画における、施設保有量の圧縮に向けた個別の再編事例は下表のとおりです。
これらの取組を通じ、本章の2で掲げた目標値の達成をめざすものです。

表 4-4 再編実施中の施設


対象施設	役場庁舎
方向性	減築建替え  旧庁舎：減築改修・転用 新庁舎：長寿命化
概要	役場庁舎敷地内において、減築建替えを行う。建替え後は、新庁舎については長寿命化、旧庁舎については減築改修及び転用を行う。
メリット	旧役場庁舎は、昭和47年度に建築されており、耐震性の不足や老朽化の対応が急務となっていたが、建替えを行うことでこれらの課題を解決し、併せて新庁舎棟の延床面積の減少、旧役場庁舎の再利用、現地での建替えなどにより建替えコストの縮減を図る。 また、災害時の広場として利用可能な憩いの広場を設置し、防災機能の向上を図る。
時期	令和4年度～令和8年度
総事業費	約36億円
想定変動面積	延床面積 △381㎡（新旧庁舎棟比較）

表 4-5 再編予定施設

対象施設	町立体育館及び小・中学校プール
方向性	集約化・複合化
概要	老朽化した町立体育館を水無瀬川緑地公園に移転新築するとともに、小・中学校全6校のプールを集約化し、温水プールを併設する。
メリット	町立体育館が抱える諸課題を解決し、施設を利用する住民の安全性を確保するとともに、屋内プールを整備することで、学校プールを集約化し、1年を通して授業を実施することができる。 また、授業時以外には住民も利用することができ、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたって健康維持・増進に大きな効果をもたらすことができる。
時期	令和8年度までに新体育館等の設計・建設業者の選定を行う。 選定後、設計・建設を進め、令和11年度中の供用開始をめざす。 また、廃止後の体育館及び小・中学校プールについては供用開始後5年以内に除却予定。
総事業費	約43億円（除却費用を含む）
想定変動面積	延床面積 △2,234 m ²

表 4-6 個別の再編事例を踏まえた今後の施設保有量の想定

	R4 (基準年)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建物延床面積 (㎡)	87,820	91,686	88,840	88,840	88,840	88,840	93,290	86,595
事業費 (千円)	—	176,607	882,435	212,210	1,951,328	1,951,328	218,000	—
想定変動面積 (㎡) 【基準年比】	—	△3,866	△1,020	△1,020	△1,020	△1,020	△5,470	1,214
変動率 【基準年比】	—	△4.40%	△1.16%	△1.16%	△1.16%	△1.16%	△6.23%	1.38%
人口一人当 りの保有面積 (㎡/人)	2.76 (目標値)	2.84	2.67	2.65	2.62	2.61	2.74	2.54
目標値差	—	△0.08	0.09	0.11	0.14	0.15	0.02	0.22
取組内容	—	新庁舎建設 事業（旧庁 舎の減築、 外構工事）	新庁舎建設 事業（外構 工事）	新体育館等整 備事業（実施 設計）	新体育館等整 備事業（整備 工事）	新体育館等整 備事業（整備 工事）	新体育館等整 備事業（旧体 育館、小中学 校プール除 却）	—

※ 各年度の4月1日が基準。

※ 体育館、小・中学校プールの除却については、時期未定のため供用開始後の翌年に除却するものとして設定。

第5章 施設ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの管理に関する基本方針は次のとおりです。

なお、取組の詳細は、施設類型ごとの個別施設計画（長寿命化計画など）において定めます。

1 公共建築物

(1) 保育所

表 5-1 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（保育所）

施設名		所在地	建設年度	構造※	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
町立 保育所	第二保育所	広瀬五丁目 2番22号	S54 (1979)	RC造	済	993.23	2,262.68	長寿命化	個別施設計画 による
	第四保育所	百山4番2号	R2 (2020)	RC造	新耐震	972.66	1,229.34	長寿命化	個別施設計画 による
合 計						1,965.89	3,492.02		

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

保育所は、保護者の就労などにより保育を必要とする就学前児童の保育を行う施設です。町内には令和8(2026)年3月末時点で、町立2園・私立3園の5つの保育所があります。

その他、町内には以下の私立施設が存在します。

小規模保育事業所は、保護者の就労などにより保育を必要とする就学前児童の保育を行う施設です。町内には令和8(2026)年3月末時点で、私立5園の小規模保育事業所があります。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。町内には令和8(2026)年3月末時点で、私立2園があり、4月以降は新たに私立幼稚園1園が認定こども園に移行する予定です。認定こども園は、保育部分は0歳児から5歳児の保育を行っており、教育部分は3歳児からの受け入れを行っています。なお、4月移行予定の認定こども園の保育部分においては1歳児から5歳児までの保育を行い、教育部分は満3歳児から受け入れを行う予定とされています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

第二保育所は、平成26(2014)年度に耐震診断を行った結果、施設を運営しながらの比較的軽微な工事で耐震化（地震の際に緊急避難場所として使用できる水準）が可能であったことから、平成28(2016)年度に補強工事を実施しました。また、令和4(2022)年度に策定した「島本町保育施設等長寿命化計画」に基づき、令和6(2024)年度に第二保育所内部床材等改修工事を実施しました。

第四保育所は、老朽化が進んでいたことに加え、必要な耐震性能を満たしていなかったことから、施設を移転新築させ、令和3(2021)年4月から新たな施設で運営を開始しました。

※ 町の公共建築物の構造…RC造：鉄筋コンクリート造、CB造：コンクリートブロック造、S造：鉄骨造、PC造：プレキャスト・コンクリート造

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

保育ニーズの増加等により、令和6(2024)年11月に待機児童が発生しており、令和7(2025)年10月にJR島本駅西地区集合住宅内に小規模保育事業所を開所するなど、新たな保育基盤の拡充に努めています。

今後においても、町内の既存施設を最大限活用できるよう、民間事業者とも十分な協議を重ね、引き続き待機児童の解消及び発生抑制に努め、過不足のない定員管理を行う必要があります。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

島本町保育施設等長寿命化計画に基づき、適宜整備方針の検討を行いながら、適切な維持管理に努めます。

(2) 学校施設（幼稚園、小・中学校、学童保育室）

表 5-2 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（幼稚園）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
第一幼稚園	青葉三丁目 1番1号	H5 (1993)	RC造	新耐震	1,198.00	2,697.00	長寿命化	個別施設計画 による

表 5-3 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（小学校）

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
第一 小学校	広瀬一丁目 5番5号	旧館	S41(1966)	RC造	済	1,994.0	10,893.0	長寿命化	個別施設計画 による
		新館	S54(1979)	RC造	済	2,516.0			
		増築棟	H1(1989)	RC造	新耐震	498.0			
		体育館	S49(1974)	RC造	済	837.0			
		プール施設	H2(1990)	—	—	902.0	集約化・ 複合化	R8～R12	
第二 小学校	東大寺四丁目 167番地	北館	S51(1976)	RC造	済	1,331.0	22,170.0	長寿命化	個別施設計画 による
		西館・増築	S55(1980)	RC造	済	2,795.0			
		新館	H18(2006)	RC造	新耐震	1,670.0			
		給食棟	H17(2005)	S造	新耐震	250.0			
		体育館	S46(1971)	RC造	補強不要	648.0			
		第二学童棟	H30(2018)	S造	新耐震	496.0			
		プール施設	S45(1970)	—	—	911.0	集約化・ 複合化	R8～R12	
第三 小学校	桜井二丁目 25番1号	A棟	R2(2020)	RC造	新耐震	3,390.0	17,357.0	長寿命化	個別施設計画 による
		B棟	S47(1972)	RC造	済	1,215.0			
		C棟	S47(1972)	RC造	済	1,071.0			
		体育館	S48(1973)	RC造	済	857.0			
		プール施設	S48(1973)	—	—	1051.0	集約化・ 複合化	R8～R12	
第四 小学校	高浜二丁目 2番1号	校舎①	S56(1981)	RC造	済	2,830.0	18,955.0	長寿命化	個別施設計画 による
		校舎④	S56(1981)	RC造	済	2,129.0			
		校舎⑤	H29(2017)	S造	新耐震	2,161.0			
		体育館	S56(1981)	RC造	済	929.0			
		第四学童棟	H28(2016)	S造	新耐震	411.0			
				プール施設	S56(1981)	—		—	891.0
(小学校 計)					校舎	23,600.0	69,375.0		
					給食棟	250.0			
					体育館	3,271.0			
					学童棟	907.0			
					プール施設	3755.0			

表 5-4 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（中学校）

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
第一 中学校	水無瀬一丁目 19番4号	旧館	S36(1961)	RC造	済	1,572.0	15,484.0	長寿命化	個別施設計画 による
		西館・EV棟	S48(1973)	RC造	済・新耐震	2,985.0			
		特別教室棟	S63(1988)	RC造	新耐震	773.0			
		体育館	S43(1968)	RC造	済	1,167.0			
		プール施設	S52(1977)	—	—	822.0	集約化・ 複合化	R8～R12	
第二 中学校	東大寺四丁目 150番地	校舎①②	S51(1976)	RC造	済	3,648.0	22,188.0	長寿命化	個別施設計画 による
		校舎⑤⑥	S57(1982)	RC造	新耐震	2,452.0			
		給食棟	H27(2015)	S造	新耐震	593.0			
		体育館	S52(1977)	RC造	済	1,081.0			
		プール施設	S52(1977)	—	—	832.0	集約化・ 複合化	R8～R12	
(中学校 計)					校舎	11,430.0	37,672.0		
					給食棟	593.0			
					体育館	2,248.0			
					プール施設	1,654.0			

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。町では現在、町立1園を運営しており、令和8(2026)年度から受け入れを3歳児から5歳児までに拡大し、3年保育を実施する予定としています。

小・中学校は、義務教育を行うための施設であり、子どもたちの学習・生活の場としての機能を基本としながら、地域住民にとってのコミュニティの拠点としての機能や、災害時の避難所としての役割も担っています。

また、各小学校には学童保育室を併設しており、保護者の就労などを要件に、放課後に児童を預かる子育て支援機能も有しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

(町立幼稚園)

第一幼稚園は、建設後30年以上が経過し、設備の老朽化や細かな修繕箇所が目立つようになってきているため、計画的なメンテナンスが必要です。

(小・中学校)

本町の小・中学校の延べ床面積は約4万9千㎡で、町が保有する公共建築物の総面積の約50%に当たります。児童生徒数が急増した昭和40年代から50年代にかけて多くの校舎が建設されており、老朽化が進行していることを踏まえ、令和3(2021)年6月に「島本町学校施設長寿命化計画」を策定しました。

同計画に基づき、令和5(2023)年度に第一中学校において特別教室棟の外壁改修工事及び体育館の屋上防水改修工事を、令和6(2024)年度に第一・第二小学校において体育館の長寿命化改修工事を実施しました。

また、令和2(2020)年度末に全ての小・中学校で耐震化(地震の際に緊急避難場所として使用できる水準)が完了しています。

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

(町立幼稚園)

保育ニーズの増加や就学前児童人口の増加等による保育の受け皿確保が求められる現状を踏まえ、入園児数の減少が課題となっていた町立第一幼稚園において、3年保育、開園時間の延長及び給食の提供を行ない、幼稚園の空きスペースの有効活用等を図り、保育を必要とされる世帯にも選択いただける施設となるよう機能を拡充するとともに、教育・保育内容の更なる充実に努めます。

(小・中学校)

J R 島本駅西地区等の開発により、児童生徒数が大幅に増加すると予想されることから、教室不足を補うため施設整備が必要となる可能性もありますが、まずは、教室の転用等の既存施設の有効活用を図り、当面の増加に対応するよう検討します。

また、児童生徒数は一時的に増加しますが、将来的な人口減少を見据えて、校区変更等のソフト面での対応も視野に入れ、限られた予算の中で良好な教育環境が維持できるよう学校規模の適正化に向けた検討を継続します。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

島本町学校施設長寿命化計画に基づき、予防保全により建物の長寿命化を図り、建替えサイクルの延長による施設整備を推進します。また、法令に定められた定期点検などを専門業者に依頼し、適切に維持管理を行うとともに、学校から報告を受けたものに対する措置も行います。

なお、老朽化が進む学校プールについては、新町立体育館の整備において温水プールを併設することにより集約化を図ります。

(3) 町営住宅

表 5-5 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（町営住宅）

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	戸数	耐震化	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
緑地公園住宅	山崎二丁目 1番8号	—	H15(2003)	RC造	134	新耐震	10,247.94	13,500.00	長寿命化	個別施設計画 による
御茶屋住宅	広瀬二丁目 9番23号	A号棟	S52(1977)	PC造	4	補強 不要	233.74	810.51	R17以降 方針決定	
		B号棟	S52(1977)	PC造	4		233.74			
合計	—	—	—	—	142	—	10,715.42	14,310.51		

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

町営住宅は、経済的な理由などにより住宅に困窮している方に、健康で文化的な居住生活を営んでいただくことを目的としています。このうち、緑地公園住宅は、昭和27(1952)年から35(1960)年にかけて町内5か所(半坂・滝谷・鈴谷・岸ノ下・鶴ヶ池)に分散して建設された町営住宅を廃止・集約化し、平成15(2003)年に建設したものです。

なお、町内の公営住宅としては、上記のほかに、大阪府営島本江川住宅(24棟・計564戸)があります。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

緑地公園住宅は、「島本町営住宅長寿命化計画」に基づき、令和4(2022)年度から5(2023)年度にかけて、外壁等改修及び屋上防水、共用部等のLED改修などの改善事業を実施し、既存ストックの長寿命化を図っています。

御茶屋住宅についても、同計画に基づき、令和元(2019)年度から2(2020)年度にかけて、外壁等改修、ユニットバス化などの改善事業を実施し、耐用年数を延長するとともに、既存ストックの長寿命化及びバリアフリー化を図っています。

また、令和7(2025)年3月に同計画を改訂し、国の交付金なども活用した町営住宅の予防保全的な修繕・改善事業の内容を見直しています。

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

府営島本江川住宅、府住宅供給公社賃貸住宅及びUR賃貸住宅も含めた公営住宅等の需給バランスを踏まえ、当面現戸数を維持するとともに、公営住宅ストックに対する需要の動向や利用者の意向などを十分踏まえながら、長期的に将来の町営住宅の縮減を検討します。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

島本町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な修繕及び改善事業を実施します。

また、緑地公園住宅については、建築基準法に基づき3年に1度、一級建築士などの資格者により、建築物の損傷・腐食・劣化などの点検を実施するとともに、必要に応じ修繕などの対応を行います。御茶屋住宅についても、適宜、職員の近接目視による点検を行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施します。

緑地公園住宅における指定管理者制度の導入については、単体での検討のみならず、他の行政施策における指定管理者制度の導入・更新に併せて実施することの是非についても検討します。

(4) 庁舎

表 5-6 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（庁舎）

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定 時期
役場庁舎	桜井二丁目 1番1号	旧庁舎棟	S47(1972)	RC造	新耐震	4737.27	7,758.19	減築改修 ・転用	R8まで
		新庁舎棟	R7(2025)	S造	新耐震	4356.10		長寿命化	

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

町の主たる事務所であり、各種手続に係る住民窓口、様々な部局の執務室や町議会の議場などで構成されています。また、町の災害対策の拠点としての機能を有しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

旧庁舎は建設後約 50 年が経過し、耐震性能の不足や老朽化への対応が課題となっていたことから、令和 5 (2023) 年度から新庁舎建設工事を進めており、新庁舎棟は令和 7 (2025) 年 5 月から供用を開始しました。旧庁舎の減築改修工事が令和 8 (2026) 年 7 月に完成予定であり、それ以降に全体を供用開始する予定です。

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

新庁舎整備にあたり、新庁舎棟に係る延べ床面積の圧縮に努めるとともに、旧庁舎棟を減築のうえ災害時にも利用可能な憩いの広場として再利用し、コストの縮減を図ります。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

新庁舎建設工事完了後においては、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視などによる点検を毎年実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ります。

(5) 消防施設

表 5-7 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（消防庁舎）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
消防庁舎	若山台一丁目 2番5号	S53 (1978)	RC造	済	1,036.30	2,422.01	長寿命化	未定

表 5-8 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（消防団詰所及び車庫）

施設名	所在地	建設年度	詰所及び 車庫の状況	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
広瀬・機動分団	広瀬三丁目 2番9号	R6 (2024)	詰所・車庫併設	木造	新耐震	115.62	119.64	長寿命化	個別施設 計画による
尺代分団	尺代 424番地	登記・ 図面なし	詰所：自治会集会所 車庫：有（単独）	木造	未	34.10	152.00	建替え 検討	
高浜分団	高浜一丁目 6番地	登記・ 図面なし	詰所・車庫併設	RC造	未	33.66	128.85	未定	
桜井西側分団	桜井五丁目 16番17号	H4 (1992)	詰所：自治会集会所 車庫：有（単独）	CB造	新耐震	16.00	不明	建替え 検討	
桜井分団	桜井二丁目 12番12号	H10 (1998)	詰所：桜井公会堂 車庫：有（単独）	RC造	新耐震	24.00	214.54	未定	
山崎分団	山崎二丁目 1番2号	H11 (1999)	詰所・車庫併設	S造	新耐震	54.18	165.02	未定	
東大寺分団	東大寺二丁目 8番7号	H22 (2010)	詰所・車庫併設	S造	新耐震	51.69	84.80	未定	

※ 尺代分団詰所、高浜分団詰所の建設年度等の詳細は不明。

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

消防庁舎は、町における火災の鎮圧や予防、救急救助活動や各種災害対策の拠点施設であり、作戦室や執務室、車庫などで構成しています。

消防団詰所及び車庫（以下、「消防団詰所等」という。）は、消防団の活動拠点であり、町職員で編成する本部附属分団を除き、町内7カ所に設置しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

消防庁舎については、建設後40年以上が経過し老朽化が進行していますが、平成25(2013)年度に耐震補強工事、令和元(2019)年度に女性用の勤務設備等工事を実施しています。

消防本部発足以前より建設されている消防団詰所等についても老朽化が課題となっていたことから、令和3(2021)年度に「島本町消防団詰所等個別施設計画」を策定しました。

同計画に基づき、令和5(2023)年度から6(2024)年度にかけて広瀬・機動分団詰所の建替えを実施しています。

イ 今後の基本的な方針

消防庁舎については、長寿命化に向けた計画を策定するとともに、専門家による法定点検のほか、適宜、職員による点検などを行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施することで、施設の機能保全を図ります。

消防団詰所等については、島本町消防団詰所等個別施設計画に基づき、順次建替え等の対策を

検討します。その際、団組織の再編、施設の統合・共同利用、他の施設の活用、建設手法の工夫など様々な手法を検討し、特定財源の確保にも努めながら、建設コストの圧縮及び平準化並びに施設維持コストの低減を図ります。

(6) 集会所

表 5-9 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（集会所）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
第二コミュニティセンター	山崎三丁目 2番5号	S58 (1983)	S造	新耐震	360.58	385.15	転用	
緑地公園住宅集会所	山崎二丁目 1番9号	H15 (2003)	RC造	新耐震	328.02	町営住宅 の敷地内	未定	
柴田自治会集会所	広瀬二丁目 13番23号	S46 (1971)	木造	未	33.12	児童公園 の敷地内	未定	
三晃自治会集会所	広瀬二丁目 11番13号	S49 (1974)	木造	未	43.74	100.15	未定	
楠自治会集会所	青葉一丁目 24番14号	S53 (1978)	S造	未	70.78	143.50	未定	
青葉会・シャルマンコーポ 水無瀬自治会集会所	青葉三丁目 12番6号	S58 (1983)	RC造	新耐震	300.52	427.43	未定	
新水無瀬万葉自治会集会所	広瀬四丁目 24番4号	S59 (1984)	RC造	新耐震	75.00	154.75	未定	
ユニライフ山崎Ⅱ集会所	山崎二丁目 1番5号	S59 (1984)	S造	新耐震	147.22	292.80	未定	
山崎柴田自治会集会所	山崎四丁目 8番12号	S63 (1988)	木造	新耐震	58.82	111.52	未定	
楠公自治会集会所	青葉一丁目 19番22号	H2 (1990)	S造	新耐震	73.50	67.00	未定	
東大寺三丁目自治会集会所	東大寺三丁目 8番10号	H6 (1994)	S造	新耐震	161.84	248.92	未定	
御所ノ内自治会集会所	桜井四丁目 9番12号	H6 (1994)	S造	新耐震	56.90	122.43	未定	
桜井台自治会集会所	桜井台 1番3号	H6 (1994)	S造	新耐震	112.91	388.00	未定	
百山自治会集会所	百山 10番7号	H16 (2004)	木造	新耐震	69.70	102.24	未定	
東大寺自治会集会所	東大寺二丁目 25番7号	H21 (2009)	木造	新耐震	183.82	201.93	未定	
南百山自治会集会所	百山 21番18号	R1 (2019)	木造	新耐震	100.75	107.81	未定	

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

地域住民や各自治会の集会所などの活動に利用されています。災害時の避難場所や、選挙の際の投票所としての役割を担う施設もあります。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

第二コミュニティセンターは、建設後40年が経過し、補修の必要な箇所が発生しています。町所有の自治会集会所についても、約半数が建設後40年以上の建物となっています。

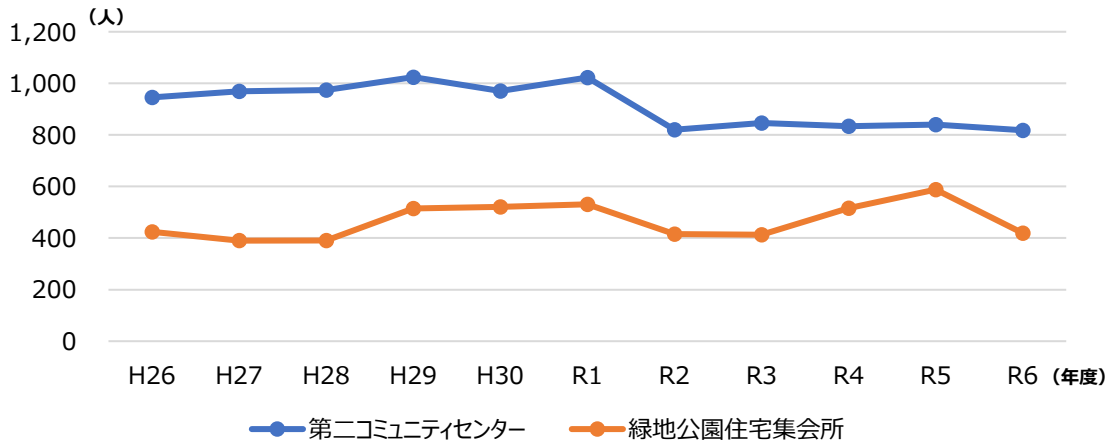
(ウ) 利用者の状況

第二コミュニティセンターは、周辺地域を中心としながらも住民全体を利用対象としており、周辺地域の自治会などから選出される委員で組織する管理運営委員会に町が補助金を交付し、管理運営していただいています。利用件数は年間1,000件程度で推移していましたが、コロナ期以降減少し、近年は年間800件程度で推移しています。

緑地公園住宅集会所は、維持管理の一部をシルバー人材センターに委託し、利用の受付は

ふれあいセンターの指定管理者が担っています。利用件数は年間 400～500 件程度で推移しています。

図 5-1 第二コミュニティセンター・緑地公園住宅集会所の利用件数の推移



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

未耐震の施設については、定期的に地元自治会の利用動向や今後に向けた意向の把握に努め、集会の際に周辺の公共施設などを利用していただくことなども含めた協議を行います。その他の自治会集会所は、老朽化の進行状況などに応じ、利用動向や防災対策上の位置づけ、町所有施設以外の公民館施設などの状況、地元自治会の意向なども踏まえながら、将来のあり方を検討していきます。あわせて、集会所の改修に係る町の補助・支援制度を検討します。

第二コミュニティセンターについては、管理運営委員会及び地元自治会と協議のうえ、自治会集会所への転換も含めた今後のあり方を検討します。

(7) スポーツ施設

表 5-10 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（町立体育館）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	設備	方向性	予定時期
町立体育館	桜井二丁目 11番22号	S56 (1981)	RC造	未	1,286.17	1,791.00	第1～3体育室、 トレーニングルーム、研修室	集約化・ 複合化	R8～R12

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

町立体育館は、町におけるスポーツ活動の振興や、住民の健康・体力づくりなどを図るための拠点施設として設置しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

町立体育館は建設から40年が経過しており、施設・設備の老朽化が進行しています。また、平成28(2016)年度に実施した耐震診断の結果、体育館棟（第1体育室の建物）が耐震性能を満たしていないことを確認しているほか、用地が借地であることから、移転新築を含めた検討が必要です。

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

令和7(2025)年3月に「島本町立新体育館等整備基本計画」を、同年8月に「島本町スポーツ施設個別施設計画」を策定し、老朽化、耐震性能の不足及び用地等、様々な課題を解決するために、新たな体育館を水無瀬川緑地公園に移転整備する方針を決定しました。

また、整備にあたっては、体育館と同様に老朽化が進む学校プールについて集約化し、温水プールを併設した新体育館の整備を進めます。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

令和11(2029)年度中の新体育館等整備をめざすとともに、その間、現体育館については、個別施設計画に基づき、防災、安全面等での課題を念頭におき、必要かつ最小限での維持補修に努めることとします。

(8) その他の福祉・教育・文化関連施設

表 5-11 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（その他の福祉・教育・文化関連施設）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
ふれあいセンター	桜井二丁目 11 番 22 号	H8 (1996)	RC 造	新耐震	9,859.00	13,464.28	長寿命化	済
人権文化センター	広瀬二丁目 22 番 27 号	S53 (1978)	RC 造	補強不要	731.00	1,312.84	長寿命化	済
歴史文化資料館	桜井一丁目 3 番 1 号	S16 (1941)	木造	未	421.35	1,888.00	長寿命化	R9・R10
J R 島本駅西地区 集合住宅内施設	桜井二丁目 16 番 1 号	R6 (2024)	RC 造	新耐震	297.81	297.81	—	
旧教育センター	広瀬三丁目 1 番 30 号	S40 (1965)	RC 造	未	414.70	357.02	廃止	

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

(ふれあいセンター)

保健・福祉・生涯学習などの機能を有する複合施設で、構成は次のとおりです。

- (1階) ケリヤホール (300 人収容)、保健センター機能 (集団検診室など) など
- (2階) 和室、軽体育室、水訓練室、交流室など
- (3階) 各学習室など
- (4階) 町立図書館、教育センターなど

また、災害時の避難所としての役割を担っているほか、防災行政無線の親局 (基幹放送局) 設備も設置されています。すべての妊産婦、子ども、その家庭の切れ目のない相談支援を行うこどもすこやかセンターとしての機能も有しています。

(人権文化センター)

人権に関する相談・啓発・交流事業、住民の諸活動のための貸室、男女共同参画、平和意識の高揚、国際交流、ボランティア団体支援、児童生徒の学習支援、町立図書館の返却受付などを実施しています。

(歴史文化資料館)

まちの文化・歴史の発信拠点として、郷土の歴史・考古・民俗資料を展示しています。館内では企画展に伴う講演会や各種イベントも行っています。また、正面広場や展示室・舞台は、にぎわいづくりのためのイベントなどにも活用され、様々な催しが行われています。平成 27(2015)年 8 月、国登録有形文化財 (建築物) に登録されました。

(J R 島本駅西地区集合住宅内施設)

集合住宅内の公共・公益施設として町が区分所有し、保育などの需要増に対応するため、令和 7 (2025) 年、民間運営事業者により学童保育施設「学童保育にじの詩」及び小規模保育事業所「みずの詩保育園」が開設されています。

(旧教育センター)

令和6(2024)年4月以降、ふれあいセンターに機能移転したことに伴い、現在は物品等を保管する倉庫として利用しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

(ふれあいセンター)

新耐震基準の建築物であるとともに、バリアフリー対応施設となっています。

また、建設後30年以上が経過し、補修が必要な箇所が発生していることから、平成28(2016)年度に外壁等改修工事を、平成29(2017)年度にエレベーター耐震改修工事を、令和4(2022)年度に空調機等更新工事を実施し、建物の長寿命化を図っています。

引き続き、修繕計画に基づく施設の長寿命化を図ります。

(人権文化センター)

平成26(2014)年度に耐震診断を実施し、必要な耐震性能(地震の際に緊急避難場所として使用できる水準)を有していることを確認しています。また、令和元(2019)年度に給排水管等の改修工事を、令和7(2025)年度に屋上防水及び外壁改修工事を実施し、建物の長寿命化を図っています。

(歴史文化資料館)

史跡桜井駅跡の記念館(麗天館)として昭和16(1941)年に建設された建物で、平成16(2004)年に大阪府から無償譲渡を受けた後、大規模改修を行い、平成20(2008)年に資料館として開館しました。

令和6(2024)年度に耐震診断を実施した結果、東西方向、南北方向ともに、目標値を超えて変形することが明らかとなり、倒壊の危険性も考えられることから、耐震補強工事を行う必要があります。また、空調設備がなく、夏季及び冬季は、館内での催し物などの使用は困難な状況であるため、耐震補強工事の際に併せて実施する工事内容について検討する必要があります。

(JR島本駅西地区集合住宅内施設)

令和6(2024)年に集合住宅内に建設され、住宅開発事業者から寄附を受けた施設であり、今後修繕等が必要と判断した際にはマンション管理組合と協議の上実施します。

(旧教育センター)

建設後60年が経過し、老朽化が進行しています。また、平成27(2015)年度に耐震診断を行った結果、必要な耐震性能を満たしていないことがわかっています。

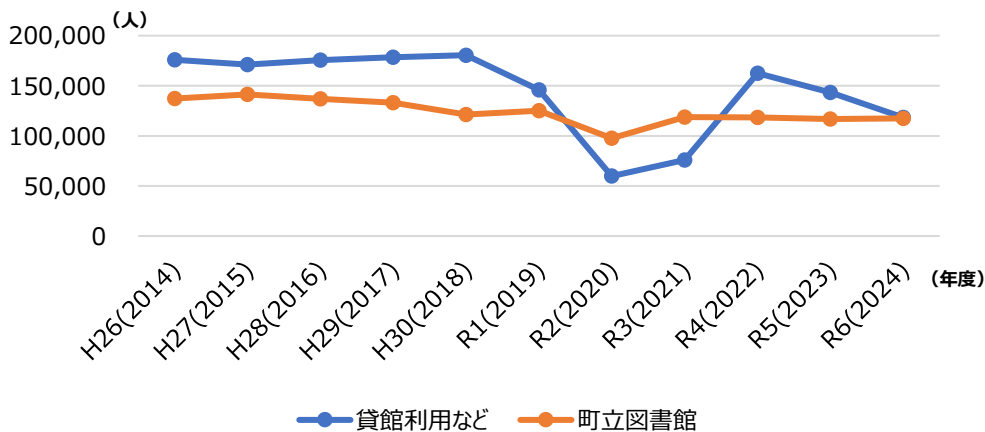
(ウ) 利用者の状況

(ふれあいセンター)

町内で最も利用者数の多い公共施設で、令和2(2020)年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、一定期間施設の利用を中止したことなどから、利用者数は減少しましたが、令和6(2024)年度は図書館などの利用者をあわせると、年間20万人以上の来館者がありました。

なお、平成20(2008)年12月から指定管理者制度を導入しています(図書館などの運営は直営)。

図5-2 利用者の推移(ふれあいセンター・図書館)



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

(人権文化センター)

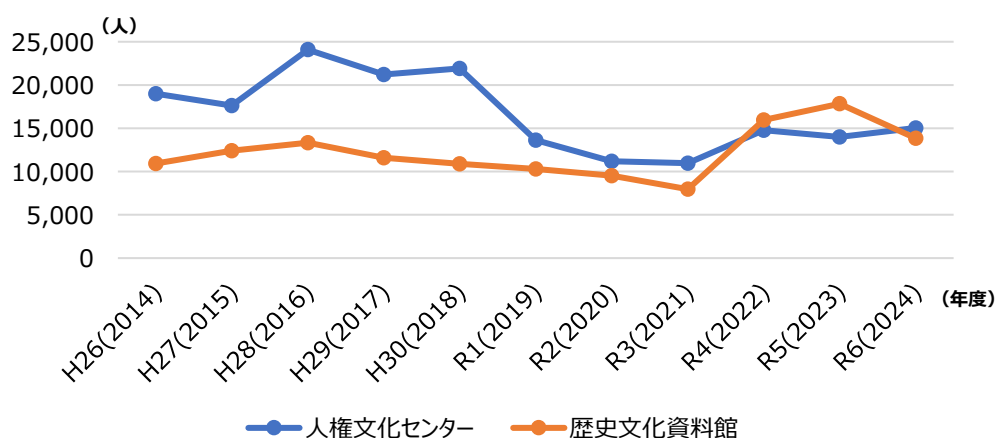
年間の利用者数は概ね2万人前後で推移しており、貸館の定期利用団体が利用者の大部分を占めています。

町直営で管理運営を行い、令和7(2025)年6月から通常開館曜日を拡大し、月曜日から土曜日の昼間時間帯及び金曜日の夜間に開館しています。

(歴史文化資料館)

近年では概ね1万人以上で推移しています。町直営で管理運営を行っています。

図5-3 利用者の推移(人権文化センター・歴史文化資料館)



出典：各年度の事務事業成果報告書を基に作成

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

各施設の実情や他の自治体の事例などを踏まえながら、施設の管理運営に対する民間活力の導入方策についても引き続き検討します。

(ふれあいセンター)

各室の利用状況などを踏まえながら、必要に応じ、新たな機能への部分的な転用なども視野に検討を行います。また、水訓練室の機能移転や親水広場跡の整備についても検討します。

(人権文化センター)

引き続き、施設が担う各機能・サービスの提供及び施設の管理運営の効率化に努めます。

(歴史文化資料館)

耐震補強工事の実施に向け、速やかに事務を進めるとともに、まちのにぎわいづくりに資する活用を検討します。

(JR島本駅西地区集合住宅内施設)

引き続き、保育需要などの受け皿として民間事業者による運営を維持していきます。

(旧教育センター)

新庁舎移転に伴い一時的に倉庫として利用していますが、その後については、除却やリノベーション等さまざまな観点から引き続き検討を行います。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検を適宜実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ります。

また、施設の築年数などを踏まえ、今後長期間の使用が可能な施設については、施設改修の年次計画を策定し、計画的に実施していくことにより、長寿命化を図ります。

※ JR島本駅西地区集合住宅内施設については、管理組合における別途の対応となります。

(9) 清掃工場

表 5-12 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（清掃工場）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	設備	方向性	予定時期
清掃工場	大字尺代 490 番地	H2(1990)	RC 造	新耐震	3,888.79	9,661.60	可燃ごみ 23t/8 時間 2 基 不燃ごみ 6t/5 時間 1 基	現状継続	

ア 現状と課題

家庭などから排出されるごみの中間処理を行うための施設で、ごみ焼却処理施設と粗大ごみ処理施設などで構成されています。

施設は、建設から既に 35 年が経過していることから、老朽化は避けられず、施設の耐用年数を引き延ばすにも限界に近い状況にあります。施設の延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて整備を行い、運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めています。

イ 今後の基本的な方針

ごみ処理の広域化をめざすとともに、広域化のめどが立つまでは、3 年に 1 回実施している精密機能検査（施設設備の機能状況、耐用の度合などを把握するための精密な検査）の結果を踏まえ、必要な補修内容などを精査し、財政との整合を図りながら、現施設の延命化を図り、不測の事態が生じないよう安定した運転を行っていきます。

(10) 企業会計施設（上下水道部庁舎）

表 5-13 施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要（上下水道部庁舎）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	方向性	予定時期
上下水道部庁舎	広瀬三丁目 11番24号	H7(1995)	RC造	補強不要	563.62	656.00	長寿命化	R8~R12

ア 現状と課題

(ア) 施設の役割、担っている機能

上下水道に係る窓口、執務室及び水質試験室として使用しています。

(イ) 保有量と老朽化、耐震化などの状況

平成7(1995)年度に完成し地下1階地上2階の鉄筋コンクリート造となっており、平成30(2018)年度に耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていることを確認しています。

イ 今後の基本的な方針

専門家による法定点検のほか、適宜、職員による点検などを行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施することで、施設の機能保全を図ります。

2 インフラ施設

(1) 公園

表 5-14 町が管理する都市公園の一覧（面積順）

公園名	所在地	面積(m ²)	開始年月日	施設概要
水無瀬川緑地公園	山崎二丁目	30,625	H15. 4. 27	グラウンド・遊具・砂場・貯水槽等
東大寺公園	東大寺三丁目	19,852	S43. 3. 30	広場・テニスコート・便所・ローラースケート場
若山台公園	若山台二丁目	6,655	S63. 1. 31	グラウンド・休憩所・便所
史跡桜井駅跡史跡公園	桜井一丁目	4,685	R5. 4. 1	史跡・広場
江川公園	江川一丁目	4,264	H2. 5. 16	広場・遊具・東屋・便所・砂場
桜井せせらぎ公園	桜井二丁目	3,523	R5. 5. 8	広場・東屋・便所
広瀬公園	広瀬二丁目	2,329	S53. 7. 20	グラウンド・遊具・藤棚・便所・砂場・防火水槽
柳原公園	青葉三丁目	1,507	S58. 10. 15	グラウンド・遊具・藤棚・砂場
たつがしら公園	山崎三丁目	1,365	S59. 4. 1	広場・遊具・東屋・砂場
高浜公園	大字高浜	1,337	S59. 4. 1	広場・遊具・便所・砂場
藤ノ木公園	広瀬五丁目	1,209	S43. 3. 30	グラウンド・遊具・東屋・砂場・防火水槽
青葉公園	青葉三丁目	1,099	S48. 3. 31	広場・遊具・砂場
樋之尻公園	広瀬一丁目	771	S43. 3. 30	グラウンド・遊具・東屋・砂場・防火水槽

ア 現状と課題

公園は、子どもたちの遊び場や住民の憩いの場としての役割のほか、都市におけるオープンスペースとして、景観形成や防災などの機能も持っています。

町では、昭和 20 年代後半から公園の整備を開始し、令和 8 (2026) 年 3 月現在、町が管理する公園は 75 か所（都市公園 13・児童公園 62）、総面積は約 9 万 5,000 m²となっています。

今後も、開発行為に伴う移管などによって、小規模な公園の増加が予想されます。一方で、供用開始から 30 年以上を経過した公園が多く、中には利用低調な施設もありますが、利用者の多寡に関わらず、経常的に遊具のメンテナンスや草刈りなどの維持管理費用が必要となっていることから、令和 4 (2022) 年度に「島本町公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的な遊具の更新に取り組んでいます。

イ 今後の基本的な方針

(ア) 施設の保有量に関する方針

開発行為に伴う公園整備のあり方について検討するとともに、長期的な視点に立ち、都市公園など地域の拠点となる公園への重点化に向けた検討を行います。

また、令和 3 (2021) 年 6 月に実施した L I N E アンケートの回答などから、公園ごとの利用状況やニーズの把握に努め、周辺地域における対象年齢毎の遊具配置状況や防災対策上の位置付けなども踏まえ、遊具の更新を実施する際には幅広い年齢層の方にご利用いただけるように設置する遊具・設備の見直しを推進します。

(イ) 施設の維持保全に関する方針

公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を実施し、施設の長寿命化とコストの縮減をめざします。

また、町が管理するすべての公園の遊具などについて、引き続き、定期（毎年2回）及び随時に、町職員による安全点検を行うほか、毎年1回、専門技術者への委託による精密点検を実施します。点検に際しては、国が示す安全確保指針に基づき、目視や触診などにより、腐食や変形、摩耗、部材の破損や消失などの異常がないかを確認し、緊急性や劣化度合い、設置後の経過年数などに応じ、適切に修繕を行うとともに、必要に応じ取替や使用停止措置を講じます。

(2) 道路

ア 現状と課題

町が管理する道路は 437 路線あり、その実延長は約 76 km、総面積は約 45 万㎡です（令和 7（2025）年 3 月末現在）。今後も開発行為に伴う移管などによって、住宅内道路などの増加が予想されます。なお、町が管理するトンネルはありません。

現在、町域内を 6 ブロックに分け、すべてのブロックについて毎年 4 回ずつ、町職員による道路パトロール（定期的な巡回点検）を行い、舗装面の陥没や損傷、道路側溝の破損などが判明した場合には、応急対応や補修工事を実施しています。

また、令和 7（2025）年度には、町道のうち、緊急交通路などの幹線道路を対象に「道路ストック総点検」を実施しました。専門業者による路面性状調査や街路灯の点検を行い、結果に基づく修繕対策を進めています。

イ 今後の基本的な方針

引き続き、定期的に道路パトロールを行い、応急対応や補修工事を実施します。

なお、町道のうち、緊急交通路などの幹線道路については、国が示す「道路ストック総点検実施要領」に基づき、概ね 5 年に 1 回の頻度で、専門家への委託による路面性状調査などを実施します。調査結果を踏まえ、計画的かつ予防的な舗装面などの修繕対策を講じることで、長寿命化とコストの縮減をめざすとともに、道路照明灯などの耐震性の維持に努めます。

また、幹線・路線ごとに課題を洗い出し、改善方策の検討、実施予定時期などをまとめるとともに、道路改修にあわせて、歩道のバリアフリー化についても順次取り組みます。

(3) 橋りょう

ア 現状と課題

町が管理する橋りょうは、小規模な道路橋や歩道橋などを含めて107橋、総面積は約7,000㎡です(令和7(2025)年3月末現在)。高度経済成長期に作られたものが多く、老朽化が進んでいます。

町では、安全・安心な道路ネットワークを維持し、その費用を抑制するため、令和4(2022)年3月に改訂した「島本町橋梁長寿命化修繕計画」(令和4(2022)～令和13(2031)年度の10年計画)に基づき、緊急交通路に位置するなどの主要な橋りょう(33橋)を対象に、橋りょうの補修や橋梁の寿命を延ばし、今後の維持管理費用の縮減を図り、併せて現行の耐震基準に適合させるための耐震工事を実施しています。

計画では従来の対症療法型の維持管理から、傷みが大きくなる前から計画的に対策を行う「予防保全型」の管理手法への移行を図ることで、修繕及び架け替えに要するコストを縮減するとともに、橋りょうの長寿命化を図ることとしています。

長寿命化修繕計画の対象となる橋りょう

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ・緊急交通路に位置する橋りょう | ・桁下に道路や線路がある橋りょう |
| ・バス路線に位置する橋りょう | ・生活基盤を担う路線に位置する橋りょう |
| ・国道、主要地方道へのアクセス路線に位置する橋りょう | ・近隣に重要な施設がある橋りょう |

イ 今後の基本的な方針

緊急交通路に位置するなどの主要な橋りょうについては、引き続き「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を講じ、修繕及び架け替えに要するコストを縮減します。

また、長寿命化に向けた補修工事を行う際には、併せて耐震化工事を実施することを基本とし、順次、主要橋りょうの耐震化を進めます。

あわせて、町が管理するすべての橋りょうについて、国が示す点検基準に基づき、5年に1回の頻度で点検を行います。点検は、近接目視により行うことを基本に、必要に応じ触診や打音などの非破壊検査を実施し、損傷状況の把握や健全性の診断を行います。

点検・診断は、主要な橋りょうについては専門業者への委託により実施し、その他の橋りょうについては、道路橋点検士の研修を受けた町職員が中心となって行います。

点検・診断の結果を踏まえ、主要な橋りょうについては、長寿命化に向けた補修工事を計画的に実施します。その他の橋りょうについても、適切に応急補修などの対策を講じます。

(4) 上下水道施設（水道管・大藪浄水場）

ア 現状と課題

（水道管）

町の水道事業は、昭和 34(1959)年に給水を開始した後、町の発展に伴う給水人口の増加に対応するため、事業規模の拡張を進めてきました。

町の水道管の総延長は約 94 km ですが、布設後 40 年を経過した老朽管が約 33 km あり、老朽化が進んでいます。

また、管路の耐震適合率は 35.4%（令和 7(2025)年 3 月末現在）であり、大規模な地震などに備えるため、耐震化を進める必要があります。

このため、老朽管の更新、耐震化及び配水系統の強靱化など、効率的な管路の更新などを図ることを目的として、令和 4(2022)年 3 月に「水道管路更新等計画」を策定しています。

この計画に基づき、老朽が著しい管路及び基幹管路や防災拠点、緊急交通路など、優先度の高い水道管から計画的に布設替え及び耐震化を進めています。

（大藪浄水場）

大藪浄水場は、各水源から集まる地下水を安全な水にし、配水池などを通じ各家庭などに供給するための中枢拠点施設として、昭和 47(1972)年に完成しました。供用開始から 40 年以上が経過し耐震化の課題がありましたが、令和元(2019)年度に耐震化工事が完了しました。

上水道施設には、浄水場のほか、取水井、ポンプ所、配水池及び管路などがありますが、施設によっては耐震性能を満たしていない等の課題があります。

令和 7(2025)年度に改訂した「島本町水道事業ビジョン」（令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年計画）において、アセットマネジメント手法による、計画的な経年化設備の更新を計画しています。

イ 今後の基本的な方針

水道管については、定期的に漏水調査を実施し必要な修繕を行うとともに、「水道管路等更新計画」に基づき、計画的に布設替え及び耐震化を進めます。

大藪浄水場などの施設については、施設ごとに定期点検を実施し必要な修繕を行うとともに、「島本町水道事業ビジョン」及び施設整備の事業計画に基づき、将来の水需要を踏まえた施設規模の適正化や、計画的かつ効率的な施設設備の更新などを進めることで、安定した給水の確保と経営基盤の強化を図ります。

(5) 下水道施設（下水道管・山崎ポンプ場）

ア 現状と課題

（下水道管）

町では、昭和 49(1974)年度から公共下水道事業（污水）の整備を始め、平成 2(1990)年度から順次供用を開始しています。令和 7(2025)年 3 月末現在、下水道の人口普及率は 96.9%、下水道管の総延長は、下水道管の総延長は約 66 km となっています。

地震対策については、平成 22(2010)年度に主要な管渠の耐震診断を行い、耐震性を満たしていることを確認しています。

平成元(1989)年度から平成 10(1998)年度に布設した管渠が全体の半数以上を占めています。

現在、布設後 50 年を経過した管渠は約 0.7%あり、令和 17(2035)年度には約 3%の管渠が経過していく状況です。

（山崎ポンプ場）

山崎ポンプ場は、水無瀬川左岸地域の浸水対策（雨水の排水）と污水排水の中継をするための施設として、平成元(1989)年に供用を開始し、30 年以上が経過しています。

令和 3(2021)年度には、施設設備の老朽化対策として、「下水道ストックマネジメント計画」（令和 6 年(2024) 3 月改訂）を策定し、令和 5(2023)年度から地方共同法人日本下水道事業団との建設工事委託協定により自家発電設備の更新および建屋改修を行いました。

イ 今後の基本的な方針

下水道管・山崎ポンプ場については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき老朽化対策を行うとともに定期的に点検・調査・診断を行い、不具合の発生前に緊急度に応じて修繕・更新等の対策を講じることとします。

浸水対策としての水路改修などについては、過去の被害の状況や事業効果などを勘案し、雨水管理総合計画を策定のうえ優先度の高い水路から実施します。

また、山崎ポンプ場にて、令和 7(2025)年度から令和 9(2027)年度にかけて、地方共同法人日本下水道事業団との建設工事委託協定により、事業計画にあわせた雨水ポンプの 1 基増設を実施します。

第6章 計画の推進に向けて

本計画を推進するためには、庁内横断的な連携・協力を行うことが必要です。

このため、政策担当、行革担当、財政担当、財産管理担当及び各施設所管課で構成する「公共施設適正化調整会議」において、毎年度、計画に基づく取組の進捗状況などを確認・共有化しながら、計画の推進を図り、必要に応じて計画の改訂を検討します。

また、各施設の個別施設計画と予算編成、財政計画の連動を図るとともに、個別施設計画の策定・改訂などに係る調整会議の機能強化についても検討します。

あわせて、統一的な基準による地方公会計制度の一環として整備した「固定資産台帳」について、公共施設マネジメントの基礎データとしても活用します。

なお、本計画に基づく取組を進めるためには、施設を利用する住民の理解と協力が必要であることから、施設の老朽化や利用の状況、財政事情などに関する情報発信を行うとともに、計画策定の際のパブリックコメントやアンケートなどを通じて住民意向の把握に努め、住民との情報共有を進めていきます。